

千葉市こどもの参画ガイドライン

第1.0版

平成23年9月22日

千 葉 市

<目次>

1 はじめに		1
(1) <u>ガイドライン作成の主旨</u>		1
(2) <u>千葉市のこどもの参画の現状</u>		2
2 こどもの参画の考え方		4
<u>ガイドライン 01 :なぜ、こどもの参画が必要か？</u>		4
<u>ガイドライン 02 :こどもの参画とは？</u>		5
<u>ガイドライン 03 :子どもの視点に立つ</u>		6
<u>ガイドライン 04 :子どもの声の聞き方</u>		7
3 こどもの参画の(事業の)進め方		8
<子どもの集め方 対象とする子どもの範囲>		
<u>ガイドライン 05 :子どもが参画できる作業とは？</u>		8
<u>ガイドライン 06 :対象とする子どもの範囲とは？</u>		9
<u>ガイドライン 07 :子どもへの呼びかけ方</u>		10
<支援する大人>		
<u>ガイドライン 08 :安心して楽しく子どもが参画できる方法</u>		11
<u>ガイドライン 09 :基本的なプログラムの組み立て方</u>		12
<u>ガイドライン 10 :子どもの参加から参画へ</u>		13
<u>ガイドライン 11 :子ども会議</u>		14
<u>ガイドライン 12 :子ども自身による運営方法</u>		15
<u>ガイドライン 13 :子どもの居場所づくり</u>		16
<u>ガイドライン 14 :子どもから子どもへのプロジェクト</u>		17
<u>ガイドライン 15 :子どもによる評価</u>		18
<u>ガイドライン 16 :こどもの参画を支援する大人サポーター の養成</u>		19
<u>ガイドライン 17 :こどもの参画を支援する地域団体、NPO 等との連携</u>		20
<u>ガイドライン 18 :地域コミュニティでのこどもの参画</u>		21
<u>ガイドライン 19 :待つ忍耐と行動への粘り強い信頼</u>		22

<学校との連携>

<u>ガイドライン 20 :学校の協力を得るための手順</u>		23
<u>ガイドライン 21 :教育機関、保護者はじめ一般への理解の 求め方</u>		24
<u>ガイドライン 22 :こどもの参画の教育的意義</u>		25
<u>ガイドライン 23 :学校と地域の連携</u>		26
<u>ガイドライン 24 :国の子ども施策を活かす</u>		28
<u>ガイドライン 25 :学校の屋外空間を活かした遊び場づくり</u>		30

<まちづくり、関連施設>

<u>ガイドライン 26 :公園づくりへのこどもの参画</u>		31
<u>ガイドライン 27 :住宅地内の安全な道路</u>		32
<u>ガイドライン 28 :児童館・公民館</u>		33
<u>ガイドライン 29 :商店街、空き店舗</u>		34
<u>ガイドライン 30 :図書館</u>		35

<メディア・情報発信>

<u>ガイドライン 31 :こどもの参画への情報機器の活用</u>		36
<u>ガイドライン 32 :プレゼンテーション・発表の場</u>		37
<u>ガイドライン 33 :広報活動(公共性の獲得)</u>		38

4 推進体制 39

<u>ガイドライン 34 :こどもの参画の考え方の共有</u>		39
<u>ガイドライン 35 :こどもの参画の職員研修</u>		40
<u>ガイドライン 36 :こどもの参画の庁内体制づくり</u>		41
<u>ガイドライン 37 :こどもの参画の PDCA マネジメント</u>		43
<u>ガイドライン 38 :こどもの参画事業のスクリーニング</u>		44
<u>ガイドライン 39 :子どもへの影響のアセスメント</u>		45
<u>ガイドライン 40 :こどもの参画に期待される効果、成功に 導く仕掛け</u>		46
<u>ガイドライン 41 :「子どもの提言の実現」のための仕組み づくり</u>		47

5 おわりに～今後の課題～ 48

1 はじめに

1. はじめに

1) ガイドライン作成の主旨

このガイドラインは「こどもの参画」を進めるにあたって、その基本的考え方や、どのような点に注意したらよいか、そしてどのように進めたらよいかという方法などを伝えるものです。千葉市の職員に向けて企画しましたが、子どもに関わる市民団体や専門家にも、そして一般市民にも読んで分かるようにすることを狙いとししました。

部分的には子どもには難しい表現もあるかも知れませんが、子どもたちにも、ぜひとも読んでほしい思いでいます。将来的には子どもたちの意見を聞きながら修正したり、子どもたちの意見を取り入れて、子どもたちにも分かりやすく、より充実したものにしていきたいと思っています。

具体的には下記の点について記述しています。

- ・ こどもの参画の趣旨、子どもの視点からの考え方を市職員のみならず一般の方に理解してもらうように記述します。
- ・ こどもの参画の適用にあたって、対象とする子どもたちの範囲をどのように考えたらよいか、子どもたちに参加してもらう募集や選定方法をどうしたらよいか、という点についても考えます。
- ・ 子どもたちの意見を取り入れる手法もいろいろ考えられます。このガイドラインにおいてはそれらの手法についても紹介します。
- ・ 市職員には、子どもが主役のまちづくり¹への理解を深めるとともに、これまでの各部門の事業を子どもの視点で見直したり、事業へのこどもの参画をこれから円滑に推進できるように工夫をしてほしいと考えます。
- ・ またこどもの参画を取り入れる事業の選定方法についても紹介します。

これらの内容について、本書は、今までのこどもの参画の事業を経験してきた専門家²がその経験からの知識を生かして、第一ステップとして市との協働で記したものです。こどもの参画のことながら、このプロセスでは子どもたちとともにつくる過程は時間等の制約からとっていません。これは青写真として描いたもので、次に市職員や関係団体の声を聞き、そして子どもたちの声も聞いてさらに充実させていく第二ステップが用意されるとよいと考えています。そんな意識で読んでいただけたらと思います。

¹ 平成 22 年 1 月の「わがまちの子育て応援宣言」（内閣府）において、千葉市長が表明した「次代を担う子どもたちの参画と自覚を促し、その意見をまちづくりに取り入れていく」という考え方。同宣言の内容は、3 ページの枠内を参照。

² 地域社会における子どものより良い成育環境の形成と人材の育成に寄与することを目的とし、本市と包括的な連携協定をお平成 22 年 12 月に締結成育環境の形成と人材の育成に寄与することを目的とし、本市と包括的な連携協定を、平成 22 年 12 月に締結した「こども環境学会」の木下勇理事（千葉大学教授）を中心とした学会員。

1 はじめに

2) 千葉市のこどもの参画の現状

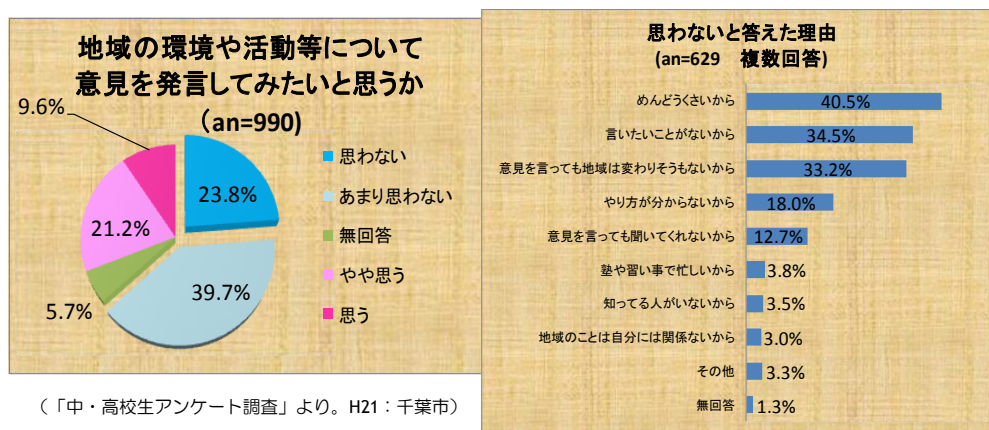
千葉市では、唯一の常設のプレーパークである「子どもたちの森公園」のように、時間をかけて住民の方や子どもたちの声を反映させたすばらしい参画型事業があり、子どもたちの居場所の拠点として整備された「子ども交流館」においても子どもたちの運営委員会が開かれています。そして次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定過程においても、子どもたちの意見を聴くためのワークショップが開催され、具体的に突っ込んだ討議と提案がなされて、計画に反映されています。

千葉市が特にこどもの参画を掲げて動き出したのは、「こども環境学会千葉大会」と「第1回 CFC（子どもにやさしいまち）&GUIC（青少年のための都市環境）アジア・パシフィック国際会議」の同時開催を平成 21 年 4 月に開催したことからと言っていいかも知れません。この大会のテーマを「こどもの力」として、平成 20 年からその開催準備を千葉市と学会がともに協力してきた過程からと言えるかと思います。

大会会場の「子ども交流館」を中心に、子どもたちが集まり、「こどものまち CBT」の開催や、高校生の特別バンドが結成され「Power to The Children」という曲を作詞作曲して大会で披露するなど、国内外にこの大会での「こどもの力」を示しました。

以降、千葉市は、子どもの社会参画に対する意見（図 1－1）などを踏まえ、次世代育成支援行動計画（後期計画）に「こどもの参画の推進」を位置づけるとともに、関連部局をこども未来局という横断的部署に統合して、こどもの参画を積極的に進めるようになりました。

図 1－1 子どもの社会参画に対する意見



⇒「**意見をいう場**とそれを**受け止める社会システム**」があれば

子どもの社会参画が促進され、**子どもの自立**につながる!!

現在は、幼少期から青年に至るまでの子どもの発達段階に応じ、社会への関与の度合いの異なるプログラムを用意し推進しています。これにより、幼少期から、徐々に自らの周りとの関係性や主体性を学ぶことが可能となり、これらへの参加体験を通じて、市民参加・協働を担う自立した市民に成長していくものとの考えに立つものです。

具体的には、こどもの参画の推進において、概念図（図 1－2）のとおり、次の二つの

1 はじめに

場を設け、それぞれにモデル事業を設定し、推進しています。

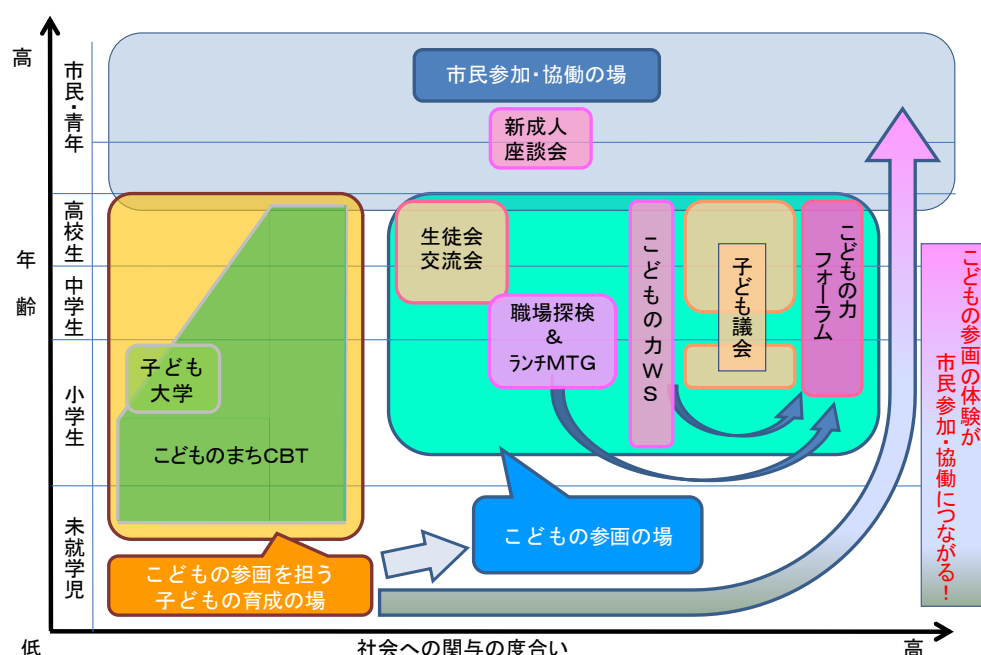
○ こどもの参画を担う子どもの育成の場

こどもの参画を担う子どもを育てるため、小学生～中学生を主な対象に、自分の周りの疑似的な社会体験等を通じて、自らの役割を自覚した中で、他者との関わりや積極的に行動することの経験を積むプログラム

○ こどもの参画の場

中学生～高校生を主な対象に、実際に市政やまちづくりに対する考えを深め、その意見を市が活かしていく、こどもの参画を体現するプログラム

図1-2 こどもの参画の概念図



◆わがまちの子育て応援宣言(千葉市)(H22.1)◆

こどもの参画をすすめて、
こどもが希望を持てるまち・千葉市をつくります！

まちづくりは未来づくりです。
その主役は、未来を一番持っているこどもたちです。
私は、こどもをただ守るべき対象としてではなく、まちに生きる市民と位置付け、
参画と自覚を促し、こどもが主役のまちと未来をつくっていきます。

◆千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画(H22.4)◆

この計画は、本市の次代を担う子どもたちを幸せにするための計画です。
計画推進においては、子どもたちにも、自分たちの未来は自分たちで決めていくと
いう意識を持って参加してもらいたいと考えています。

⇒「子どもの自立」と
「こどもが希望を持てるまち・千葉市」を！

2. こどもの参画の考え方

ガイドライン

01

なぜ、こどもの参画が必要か？

まちづくりは未来を創ることであり、未来を一番持っている子どもたちの意見を取り入れ、市政やまちづくりに反映していくことが、未来の住みよい千葉市につながる。そのために、子どもたちに参画と自覚を促し、大人とともに課題解決ができることを実践し、少しでも自分で変えることができたという実感を得ていくことが求められる。

◎「子どもにやさしいまち」と持続可能な社会づくり

ユニセフ『子どもにやさしいまち』(Child Friendly Cities)は、1992年のリオの地球環境サミットにおける「持続可能な発展のためのローカルアジェンダ LA21」と1989年の「子どもの権利条約」を背景に、1996年のHABITATⅡにて発足した「こどもの参画」を中心としたプログラムであり、「子どもたちが幸せであるかどうか、社会が健全で政治がうまく行っているかどうかの証」とのスローガンとともに始まった。子どもに関わることがらは、子どもが意見を言うことができるとの、子どもの権利条約の12条の意見表明権と13条の表現の自由という国際規約を基に、子どもたちと、未来へ持続可能な社会づくりを進めるプログラムである。

◎なぜ、持続可能性とこどもの参画？

国連ブルントラント委員会³は、「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」を持続可能な開発の条件として挙げている。つまり、将来の世代として子どもたちには今の環境問題に発言する権利がある。問題は大きいし、広い。だけれど「地球規模で考えて、地域で実践」の小さい積み重ねが環境問題への取り組みに求められる。それゆえに地球環境サミットでは、「男性も女性も、少年も少女も全てが自分たちの都市の形成と発展の一助となることに、そして都市が市民に提供する生活の質に、個人的責任を感じる状態を目指さねばならない」とのローカルアジェンダをまとめたのである。

◎子どもたちと持続可能なコミュニティづくりへ

子どもに身近なコミュニティ(小学校区程度)の単位でも、子どもたちの参画する「持続可能なコミュニティ形成」の取り組みが求められる。「子どもを育むにはムラが必要」とはアフリカの諺であるが、今、コミュニティでは人間関係が疎遠となり、子どもを育てる力も弱くなっている。持続可能なコミュニティ形成に動けない所も多く、少子化でそれこそ将来が危うい所も少なくない。そこでロジャー・ハート⁴は「コミュニティを育むには子どもが必要」と逆転した言い方をしている。まさに「子どもが動くことで地域が動く」(木下勇 こども環境学会千葉大会2009)のである。

◎子どもの自立に寄与するため

極端に受身になっている子どもたちの自己肯定感の落ち込みはひどく、参画への意欲の低迷を招いている。手法としての子どもの参加でなく、本来、子ども自身が持つべきイニシアチブ(主導性)を発揮させるよう取り組むことで、子どもたちの自覚が生まれ、その自立につながる。

注意点

- 「子はかすがい」というように、家庭や社会をつなぐ原点に立ち返ること。

³ 1984年国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」(WCED=World Commission on Environment and Development)のこと。

⁴ ニューヨーク市立大学教授(発達心理学、環境心理学)。子どもの環境研究グループ主任。「子どもの参画」の重要性を提唱。

2. こどもの参画の考え方

ガイドライン

02

こどもの参画とは？

こどもの参画とは、子どもが課題に対して主体的にその原因、問題を考え、その問題解決に向けて何をしたらよいかを調べ、解決策を計画して実践することであり、そのようにして、子どもに関する事項について、大人だけではなく子どもも意思決定に加わることを言う。

◎参加と参画の違い

参加も参画も英語では同じ言葉（Participation）になる。なぜ、それが日本語で分かれているかというと、参加は他に主体があってそれに加わるというような意味にも使われ、参画の方が解決策の計画や、意思決定に加わるという主体性が強いように言葉の雰囲気を受け止められる。男女共同参画というように、今まで立場の弱かった者が対等に権限を同じくして加わる場合にも強調して参画という言葉が使われてきた背景がある。その考えに類似して、立場の弱かった子どもに権利を認める意味から強調して参画が使われるようになった（ロジャー・ハートの『子どもの参画』の翻訳の機会の議論から）。

子どもたちがその過程において、自分の役割を認識して、主体的に動くようになれば、それは立派な参画といえる。

◎企画の段階、いや課題の共有から

ロジャー・ハートは「参画の梯子」において、参画は4段階目より上と言っている。お飾り参加にしないためには、企画段階から参加すること、または問題を探る段階から課題を共有し、その解決を主体的に考え出すことから始まるであろう。

◎参画の梯子を一段ずつ昇る

いきなりできないという場合に、楽しい催しから多少、梯子の低い段階でも一段ずつ昇ることも

いいのではないかという意見もある。楽しく継続して子どもたちが参画するように。

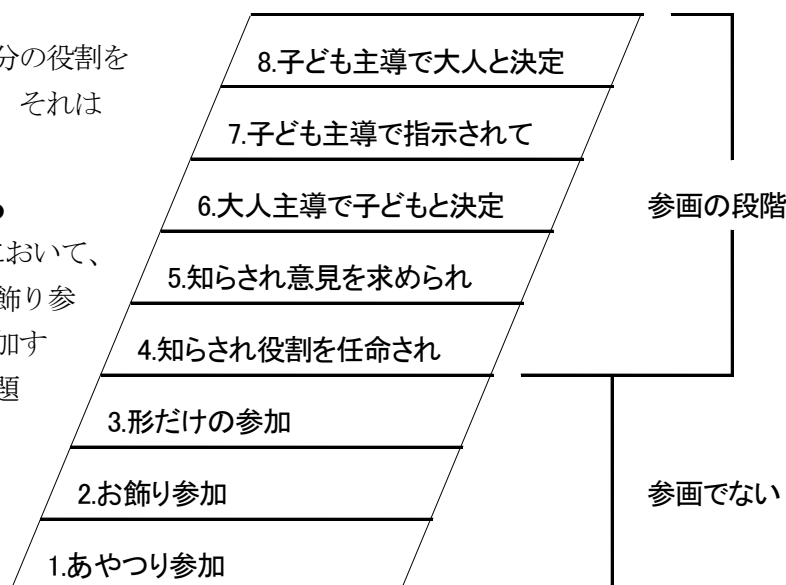


図2-1 参画の梯子(Hart 1992, Arnstein 1969 の変形)

注意点

○形だけの参加、お飾り参加、あやつり参加は、結果として子どもにそれが感じられるとあまりいい影響は与えない。

○子どもたちに期待を持たせて、それが大人の都合で実現しないと大きな失望を与える。

参照

○ロジャー・ハート『子どもの参画』（IPA 日本支部訳 木下・田中・南監修 萌文社 2000）

○子どもの参画情報センター『子ども・若者の参画ーロジャー・ハートの問題提起に答えて』（萌文社 2002）

2. こどもの参画の考え方

ガイドライン

03

子どもの視点に立つ

子どもと言っても年齢、発達段階も様々、幼児、小学校低学年、高学年、中学生、高校生とそれぞれの発達の特性を理解して、その身体的特徴や能力、視点、視野等大人とは違うとの認識のもとに、子どもの目から見てみる視点の転換が大人にも求められる。

◎子どもの知覚を知る

子どもを18歳未満とすると乳児、幼児、小学生、中高校生と発達段階も様々で、興味も行動の特徴も異なる。

特に一人歩きで外出しだす幼児期の感覚は図のように大人が知覚する能力とたいへん異なる。大人はその特徴を理解するために図のような補助具をつけて実感してみるといい。

欧州ではこの発達特性を鑑み、子どもに対する安全教育よりも、子どもの能力に合わせた道路改造で車の速度を時速15km以下でしか走行できない道路に改善された事例もある。

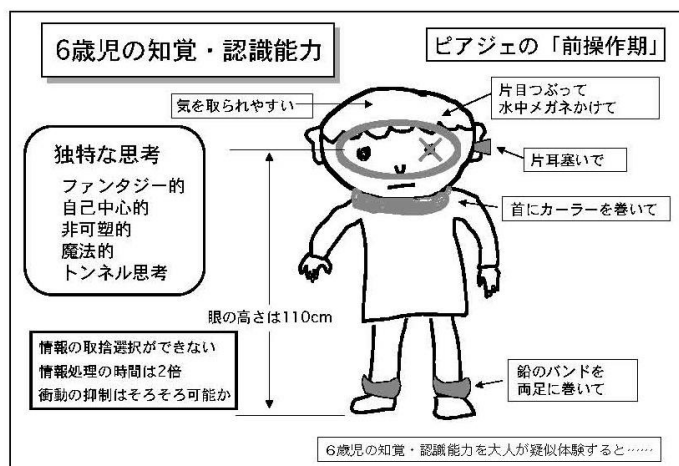


図2-2 6歳時の知覚・認識能力を大人が感じるための工夫
(今井博之氏提供)

◎子どもの視点に立つ

子どもと話す時や物を見る時も子どもの目線の高さに立ってみる訓練も必要であるし、常に身近な子どもにも何かをする時に意見を聞いたりする習慣をつけるといい。

注意点

- 子どももいろいろな子どもがいるので
特定の子どものみを基準にすることは避けよう。

参照

- 動物学者のA ポルトマンは「巣に座るものから巣立つもの」への期間が一番長いのが人間という。
A・ポルトマン『人間はどこまで動物か』(高木正孝訳 岩波新書 1961)
- J・ピアジェ『知能の心理学』(波多野、滝沢訳 みすず書房 1960)
J・ピアジェ『思考の心理学』(滝沢武久訳 みすず書房 1968)

2. こどもの参画の考え方

ガイドライン

04

子どもの声の聞き方

子どもの発達段階の特性をよく知った上で、質問する言葉にも大人は気をつけた方がよい。自分の感情より子どものその時の感情を押し量り、迎合ではなくその気持ちに寄り添いながら、ともに解決策を考えるために、事実と一緒に発見する聞き方が望ましい。

◎子どもの気持ちに向き合う真剣さ

大人も子どもと話をする時には、誰でも相手の年齢に応じて話をするかと思う。しかし、その時について相手が子どもだからと下に見たり、高圧的になったり、真剣に聞かなかったりすると、子どもはそういう大人の態度を見破ってしまう。つまり真剣に自分に向き合ってくれているかどうかで子どもは大人への対応を変えることは容易に考えられる。これは子どもに迎合するということではない。子どもの気持ちに向き合う真剣さである。



こどものフォーラムより



こどものカワークショップより

◎単に傾聴するだけではなく子どもの正直さに真摯に考えること。

子どもは正直とよく言うが、その正直さに「そうは言っても」と諦めを示すことはよい影響を子どもに与えない。むしろその正直な意見の中には社会の改善につながるものもある。その可能性につながる敏感な感性を大人側も求められるのである。

注意点

○子どもに強く「どうして？」と聞いてはいけない。そのあとに「そんなことをしたの？」と責めるような意図を感じてしまうからである。むしろ「どうしたの？何があったの？」と聞く方がよい（Watchel 1997）。

参照

○『ヒア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と手法』（奥田睦子編 吉岡・小島訳 萌文社 2009）

○Watchel Ted, Real Justice How We Can Revolutionize Our Response to Wrongdoing, The Piper's Press, 1997
『リアル・ジャスティス—修復的司法の挑戦』（山本英政訳成文堂、RJ 叢書 2005）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

05

子どもが参画できる作業とは？

子どもには、自らの環境について考え、評価する力がある。なぜならば、学校教育においても、多くのコミュニティにおける社会的事業やその役割について基礎的な知識を学習しているし、発達の過程を捉えてみても、大人以上に社会環境に興味関心を示すのは子どもである。こうした力を信じて支える環境づくりを大人たちは考えなければならない。

ロジャー・ハートは、アクション・リサーチの方法によれば、子どもは大人と同等またはそれ以上の能力を発揮するという。そのようにして環境の管理、監視、一般大衆に問題を気づかせる政治的活動まで、子どもならではの正直さで大人を動かすことができる。

コラム 感覚は大人より優れる？ 周辺商店街の協力があってこそその取り組み

「子ども大学 in 子ども交流館」（千葉市）における「子ども感覚まちマップ」の作成。

わずか2時間の街歩きで感じたことを40分で見事な地図に完成させる。

子どもたちは、大人たちが見落としていた新しい感覚で街を表し問題を意識化していく。また、周辺商店街の飲食店が子どもたちの学食となり、ワンコインメニューを提供した。地域社会がこどもの参画に協力する取り組みとなった。



企画と仕組みづくり	事業の実施と普及	評価 見直し 学習
何が必要か	広報宣伝	IT を使いデータ記録 分析
現状の分析、評価	アウトリーチ(現場出張)	成果、実績を評価
よい事業とは何か考える	事業の管理・運営	様々な関係団体に報告
作戦・目的・計画	変更について広報	他の子どもから意見集め
事業の内容と方針を決める	個人やグループに広報	意見、賞賛、苦情に対応
計画づくりのトレーニング	人材募集、スタッフ研修	スタッフを評価
契約者・提供者を評価	資金や資源の確保	業績と進歩を皆で祝う
試験的に行う	助成金や事業経費の捻出	予算の見直し

注意点

○信頼して任せることで、子どもは能力以上の力を発揮するが、急かさないこと。待つ忍耐も必要。

参照

○『ヒア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と手法』（奥田睦子編 吉岡・小島訳 萌文社 2009）p19

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

06

対象とする子どもの範囲とは？

子どもは社会と関わりながら発達する。その中で、権利主体をしっかりと認識していくために、こどもの参画は重要な役割を果たす。仲間や環境との対置が始まる7歳くらいから社会的自立を果たすまでが主な範囲となる。しかしながら、参画の効果と影響は、その他の年齢においてもある範囲で広がる取り組みであることも認識することが大切である。

◎法制度にとらわれない「子ども」の範囲

子どもの発達、法制度や年齢で区切られた通りではない。異年齢児の関わりの中こそ、さまざまな発達の可能性をもつ子どもには重要である。こどもの参画において、問題を探り、解決策を計画し、主体的に取り組むのは、子ども期のおわり（コラム参照）にある子どもたちが中心となるだろう。しかしながら、就学前の子どもたちにおいても、環境と関わり感じる力は溢れている。兄弟の支援を受けて参画する就学前の子どもの姿もある。また、付き添いとして参加した若者が自身の問題として関心をもつこともある。青年期の「子ども」から「大人」への移行期を支える環境としても、参画の場は重要な役割を果たす。

コラム 「子ども」から「大人」へ

家族の中ではいくつになっても親にとっては子である。しかし「大人」になるにはより広い社会の中での「自立」が求められてきた。

「子ども期」とは？

・子ども期のはじまり（0～6歳）

・子ども期のおわり

（7歳～独立的自立まで）

「独立的自立」とは？

①個人的自立（身体的成熟、心理的成熟）

②社会的自立（社会的認知・通過儀礼、社会的制約・責任義務扶養）

こどもの参画は、より広い社会関係の中で「市民」としての自立を支える取り組みである。

◎年齢に応じた参画のレベル

身近な生活に関連する環境の問題には、すぐに解決できるものから、議論が必要なもの、お金の投入が必要なもの、大人や社会の変革を要するものなど、さまざまなプロセスの強弱があるだろう。マッピング⁵は、どの年齢でも、問題を発見し表明することを可能にする。

さらに、表明したことが解決につながれば、それは子どもの達成感につながる。そこには12歳以降のこどもの参画が重要となるだろう。お金の投入や大人・社会への働きかけ、運動や広報活動につなげることで、また青年団体や公的機関、NPOなどへの活動の提案など、大人と共に作業しながら、「市民」としての自立につながる参画となるであろう。

参照

○『ヒア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と手法』（奥田睦子編 吉岡・小島訳 萌文社 2009）

○網野武博『児童福祉学（子ども主体）への学際的アプローチ』第Ⅱ章「子ども」という時期より（中央法規出版 2002）



⁵ 現状を地図のように配置していくことで分かりやすく整理する手法（『ヒア・バイ・ライト』より）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

07

子どもへの呼びかけ方

～いかに民主的に子どもの声を反映するか～

子どもへの呼びかけは、子どもが自ら参加してみたいと、魅力を感じる働きかけが望まれる。できるなら集まりやすい地域単位で行ってから、その結果を代表が集まり、市全体で議論するような徹底した積み上げ方式も、子どもたちが代表制民主主義を理解するきっかけとなる。

◎子どもが魅力を感じる働きかけ

一般に子どもたちへ呼びかける場合に、学校や子ども関連の団体から組織的に行う場合と、広報で自由参加を募る場合に分かれるであろう。前者の場合、子どもに義務や圧力とならない配慮が必要となる。後者の場合は人数が確保できない不安も大きい。できるだけ子どもが面白い、参加してみたいという自由意志での子どもたちの心が動くような働きかけが必要である。さらに子どもたちにとって、経験を問わず安心して参加できるプログラムであることを提示することも重要である。

◎どのように声が活かされるか示すこと

また知らせ方にも声がどう反映されるか、成果について子どもたちが想像しやすい広報が求められる。「そのためにあなたの力が必要」という目的と役割を明確に示すことが必要である。

◎子どもの声の積み上げ方

こどもの参画の場には、さまざまな年齢、さまざまな地域に暮らす子どもたちが集まってくる。発達段階によって興味、関心の持ち方が異なる。こうした違う価値観との出会いの魅力、楽しさを子どもたちが知る場自体が、子どもを集めることになる。またその中で子どもたちの主体性が育まれる。

代表制をとる場合も、学校や地区などの小単位での子どもたちの声をいかににより広い範囲での話し合いの場に積み上げていくか、代表制民主主義の仕組みを子どもたちが肌で体験することも大切なことである。



千葉市のこどものカワークショップ風景

注意点

○子どもたち同士の魅力的な関わりが重要であるし、大人の関わり方には「子ども主体」を再確認すること、大人同士の関係も大切である。

参照

○『ヒア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と手法』（奥田睦子編 吉岡・小島訳 萌文社 2009）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン	安心して楽しく 子どもが参画できる方法
08	

こどもの参画の重要な点は楽しさ。楽しくなければ参画は続かない。遊びこそ最大の参画の要素。遊びの要素を持ち、考え、課題に挑戦して、達成感を得て、次に臨んでいく。わくわく楽しい企画は子どもたち自身の発想にもある。一緒に考えるのもよい。

◎遊びの要素を入れること

遊びこそ最大の参画である。遊びは子どもの仕事というように、自発性、主体性の面でも子ども本来の姿がある。動物の子がじゃれたりするのが成長した時の狩猟等生きる基本を習得している過程とみる（動物本能説）ように、遊びは子どもの本能ともいえる。よってプログラムに遊びの要素を入れることは子どもたちが楽しく主体的に取り組んで行くことになる。わくわくした気持ちで入りこみ、初めて知ることがさらに驚く、いわゆる「センスオブワンダー」の気持ちを大切にして、その発見の上に謎を展開する。そういうように探検・探索は宝探しの探検家が謎解きの探偵になったような気分に入り込んでいく。遊び>学び>提案というような流れをつくっていけば、しっかりしたプログラムになる。

◎子どもの想像力を借りる

遊びの一つとして子どもの「ごっこ遊び」のように何かに見立てたり、実社会をシミュレーションするプログラムもある。千葉市でも行っている、子どもたちが“まち”を模倣して市長、市役所、働く場など子どもだけのまちを運営する「こどものまち」、問題探求としての「子ども大学」などである。シミュレーションの結果、現実の大人社会の仕組みへの関心が高まる。そのように子どもの豊かな想像力を借りることである。



庭を訪問するわくわく探検隊 松戸市小金

◎子どもの表現力を借りる

子どもはまた表現力の面でも多くの可能性を持っている。描画やコラージュ、地図づくりと模型づくり、記者になった気分インタビューと調査を行い、その結果を新聞にしたり、その他メディアやコミュニケーション技術を使って発信する等。プレゼンテーションや成果物も、子どもの視点による自らの表現力に任せて、決まりきった枠をはめないことである。

注意点

○そこにもいいと感じられるような、打ち解けて話ができる環境づくりのための工夫を！

⇒・カフェのようなちょっとしたお菓子や飲み物を準備することもよい。

・千葉市のこどもの力ワークショップでは、大人も子どもと同じようにニックネームで呼び合いながら作業をすすめている。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

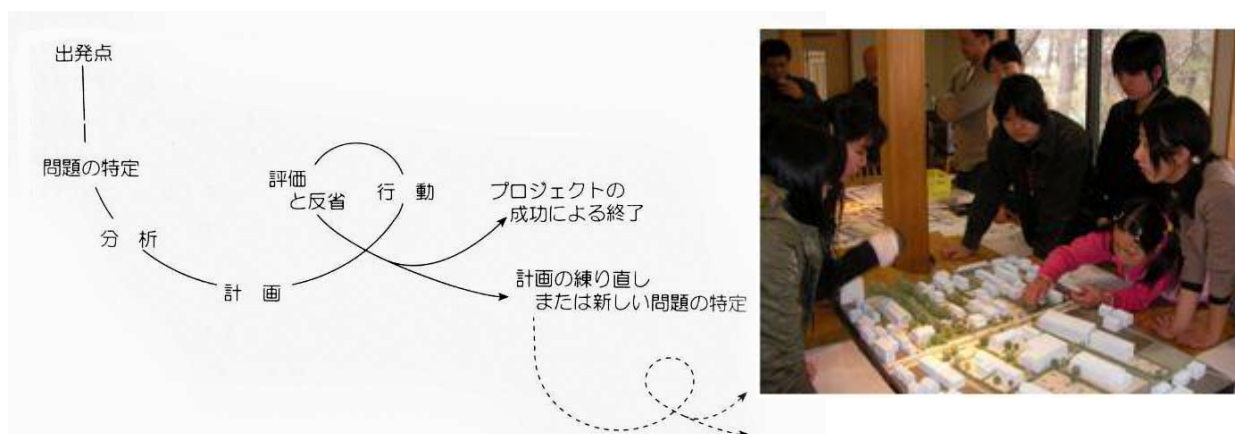
09

基本的なプログラムの組み立て方

計画P→実行D→評価C→見直しA→計画P→実行D→ というPDCAサイクルのアクション・リサーチやワークショップの方法によれば、子どもでも大人以上の力を発揮する。サイクルの積み上げ方式で時間をかければ大きな成果を生むし、子どもたちにも自信と問題解決能力が身に付く。

◎アクション・リサーチで

アクション・リサーチとは計画P→実行D→評価C→見直しA→計画P→実行D→ というPDCAのサイクルで積み上げて問題を解決していくプログラム。積み上げていくので前進して問題解決に近づく。時間をかければより大きな成果につながる。ワークショップとも類似し、集団で創造していく、マネジメントのシステム。組織、集団で行う力、運営力が養われる。



◎謎解きの展開

このような方法は、学校での総合的学習の時間などで子どもたちも多少の経験を積んでいると思う。子どもたちが入り込むには、謎解きの展開のようなプロセスが求められる。

注意点

- 子どもには遊びなど楽しい要素も取り入れることが必要⇒ガイドライン8 安心して楽しく子どもが参画できる方法
- 子どもは最初は依存的な態度かも知れない。いかに自ら考えるようにするか、という組み立てがポイント。⇒ガイドライン10 子どもの参加から参画へ

参照

○ロジャー・ハート『子どもの参画』（IPA 日本支部訳 木下・田中・南監修 萌文社 2000）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

10

子どもの参加から参画へ

大人側が企画し子どもたちを集めると、どうしても子どもはお客さんとして参加することになってしまう。ある程度、最初はそういうことも避けられない。子どもたちが参加する中で主体的に考えて行く時間とプロセスをどうつくるかにかかっている。問題を子どもたちが感性で感じることで、「〇〇をしたい」と出てくるまで待つことなど、大人には、ある程度忍耐も必要である。

◎子どもに相談して積み上げ

子どもがお客さんにならない方法としてワークショップやPDCAのアクション・リサーチのように、積み上げ的に課題に対して取り組むことがよい。大人が全部決める必要もなく、子どもたちが自分たちの成果を評価（チェック）した時に、次のやるべきことを相談する（アクト）。そのように子どもたちが次の行動を決定するような流れが主体性を育む。



◎子どもに委託、諮問

子どもを信頼して子どもに任す、託すという大人の依頼に、子どもはその信頼を受けて、必要以上の力を発揮することもある。それが達成された後には大きな自信を得ていくことになる。

机上の議論ばかりでは進まず、身体を動かしたり、遊びの要素も重要である。そんな楽しい導入から＞問題の認識＞問題解決のミッション＞問題解決の探索を探究になった気分で＞力の発揮と主体的な参画に進むためにも、プログラムは全部、大人が最初から決めるのではなく、前述のような進め方をすると、途中から子どもたちは次にすることが見えてくる。「じゃあ次は何をしたらよいのだろうか？」などと大人は子どもに寄り添いながら、PDCAの進行を背後で見守るように気づかっていく。思い通りに行かなくても偶然の要素、思いもかけないことが起こるかも知れないと期待して、大人もおおらかに見守ることである。こういう類に正解というのはないのだから。

注意点

- 役割を委託する大人への信頼を子どもに感じてもらうこと
- PDCAのアクション・リサーチやワークショップを行えば子どもは力を発揮

参照

○ロジャー・ハート『子どもの参画』（IPA 日本支部訳 木下・田中・南監修 萌文社 2000）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン	子ども会議
1 1	～定期的な子どもが参画する会議～

フォーラムや子ども議会等、定期的に子どもたちが集まり話し合う場において、その意味を感じてもらうには、話し合った結果が何らかの問題解決につながる実感が大切となる。はじめは大人のしかけでも、将来的には子どもが自ら市民として語り合う場を作り出すことが、建設的な会議への展開につながる。

◎ワークショップとフォーラムの組み合わせ



千葉市では平成 21 年度より、小学生から中学生、高校生までが参加して共に考える「こどもの力ワークショップ」を開催してきた。テーマは、千葉市の次世代育成支援計画（後期計画）や、児童虐待、自殺予防等、これまでこどもの参画で考えるテーマではないものが多く扱われたが、実際に子どもが当事者となる問題を、自らや身近な友人の問題ととらえて真剣

に話を聞き、意見を交わす子どもの姿がみられた。ワークショップは、1テーマで平均6～7回催された。身近な環境で起こっている問題を明確に自覚し、実際に当事者や専門家から話を聞いたことを基に私たちにできること、また感じたことをまとめ、市政の改善について考えることを繰り返しながら、子どもの意見を提言にまとめた。

最終的な発表の場として「こどもの力フォーラム」があることも重要なポイントである。ワークショップに参加してきた子どもたちが、フォーラムの中で、市長や専門家とともにディスカッションし、意見をぶついたり、また専門家から意見を得たり、成果報告を発表する。こうしたフォーラムの開催は、子どもたちにとって、ワークショップで積み上げてきた成果を実感できる場であり、市民の代表者として意見を表明する責任の重要性と自覚をもたらすことになった。



◎子ども議会、将来的には子どもたちから代表を

千葉市ではこれまで「中学生議会」として各学校の代表が集まっての模擬議会を開催してきた。しかし平成 22 年度より一般公募の子どもたちが、事前勉強会に参加した上で、グループ討議を通してまとめた市政についての意見を言う場へと実質的に変えようとしている。事前勉強会から作文等で 54 人を選考するという形式で絞り込みを行っているが、さらに充実してきたならば、集まった子どもたちが代表を送り込むような積み上げ方式や、前述のワークショップやフォーラムとの連携した仕組みを考えていく必要もあるだろう。ミュンヘンの青少年フォーラムは地域単位から積み上げて、市全体のフォーラムになっている。

注意点

- できるなら子どもが主体となって運営することが望ましい。最初は大人からであっても将来的には子どもたち自らが会議を常設的に開くことができるように支援していく。そのために行政と子ども関係の団体との連携も求められる。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

1 2

子ども自身による運営方法

子ども会議等、子ども自身がその運営に関わることが理想的である。その際、運営することの難しさにぶつかることもある。しかし、子どもがそういう困難に向かうことも重要である。ともすれば大人の発想となるこどもの参画の運営に、子どもたち自身が加わることは、自らこどもの参画を進めるという当事者感覚の醸成と大きな成長も期待される。

◎難しい課題でも挑戦し、協力を求める

子ども自身が自ら運営に関わることは、市民として社会と関わる一步になる。子どもが保護の対象としてではなく、一人の市民として、自ら認識して活動する取り組みにすることが大切である。ただし、現実には子どもだけでは解決することが困難な問題がある。また子どもだけでは継続的に運営していくことが難しいこともある。その難しさを知ることも子ども自身の運営に大切な要素である。必ずしも100点満点ということではなく、よりベターな方向で困難に立ち向かうこと、継続的に続けて行くこと、運営のために上手く仲間と協力し、分担し、必要であれば大人と協力することなどを知ることになる。その中で、子どもと大人が共にルールや意思決定の仕組みを創っていく。子ども施策の当事者は子ども自身であり、いま話し合われるまちづくりは、子どもたちの将来を支えるものである。

◎子ども運営委員会の自主企画

千葉市子ども交流館では、開館当時から子ども運営委員会を設け、子ども主体の場づくりをしていくことを推進してきた。図書やDVDの選定を行うなどの取り組み、交流館の部屋の使い方など子どもたちが自分たちの場所をよりよく使うための方策について、子どもたち自身で考え、民主的な議論の中で解決の仕方を探っていく仕組みができていく。平成23年3月には、子ども運営委員会の自主企画イベントとして「さくらフェスタ」を開催した。書道パフォーマンス（ワークショップも含む）、ダンスパフォーマンス、アート作成、ストリートライブなど、子どもたち自身が大人と協力しながら自主的に企画、提案し、実施するスタイルが確立している。



～さくらフェスタの写真 館長のブログから～

注意点

○困難に出会った時の、大人のバックアップはギリギリ最後まで待って口出しをする等、大人が先走らないこと。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

13

子どもの居場所づくり

定期的に子どもたちが集まる場所があれば、そこから子どもたちの声を実際に発信されて問題提起や問題改善を導くことができる。そういう子どもたちの居場所は、可能なら子どもたちの日常的な生活圏に1ヶ所はほしい。

◎子どもの主体の場所づくりへ

子どもたちは、身近に子ども主体で使える場所を求めている。難しい届け出や準備などを必要とするような大人主体の社会施設が多い中で、子どもでも手続きできるような、自由で自分たちの意見で決められる、さらに気軽に立ち寄れる心地よい場所があってほしいと望んでいる。千葉市には児童館がないことから子どもが主体で使える場所づくりを目指して子ども交流館がつけられた。大きな施設、名前も決められた場所ではあったが、子どもたちは実行委員会をつくり、自分たちの場所づくりに意見を出してきた。大人たちも子どもたちが意見を出そうと協力してきた。子ども交流館から、こどものまちが生まれ、こども市長が誕生した。ワークショップなども頻繁に行われている。そういった取り組みに全く関心がない子どもたちも、スタッフに声をかけられ参加したことがきっかけで、居場所に頻繁にくるようになった。こどもの参画による問題提起や問題改善の取り組みが交流館から発信される。

◎居場所におけるスタッフの存在

平成22年度のこどもの力ワークショップ「私の公園・みんなの公園～より良い使い方って？～」では、興味深い意見が出されている。子どもたちは大人から注意されることへの不満がある。「木登りたいと思っても、周囲の大人の目を気にして思う存分遊べない」等、はじめは不満と要求が多かった。ワークショップでは、幼児の母親やプレーパークをつくってきた人から話を聴いたり、大人たちと思いきり遊んだりもした。子どもたちは、自分たちが注意されることやできないことを、大人の世代はかつて公園でやっていたことを知り、自分たちが異世代で集まり、大人数で遊ぶ経験があまりないことに気がついた。そばで見守ってしてくれるような地域の大人などが常に公園にいれば、安心して遊ぶことができるという意識もでてきた。子どもの居場所づくりには、プレーリーダーやユースリーダー⁶といった子どもたちの気持ちを理解して行動する大人の存在が大きい。子どもを管理するのではなく、子ども自身が環境を管理することを支援する大人の関わりが重要である。



注意点

- 居場所は空間よりも人の魅力で居場所となるかどうかが決まるとも言われる。居場所の制度化には施設や人件費等負担も含めて時間がかかる。暫定としても既成の空間で使える場所がないか、地域各々で工夫して居場所を生み出すための子どもと大人の協働作業を始めて、実績をつくった上で制度化につなげるとよい。

⁶ 子どもに寄り添い、子どもがいきいきと遊んだり、活動したりすることのできる環境をつくる大人や青年

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン 14	子どもから子どもへの プロジェクト
------------------	----------------------

子どもたちが問題を発見して、改善の提案をしたい、声を広げていくには、一般市民運動と同じように連帯を広げていくことが重要であり、そのためにも子どもから子どもへ伝えていくことを通じて、民主主義の市民運動の基本を学ぶことになる。

◎子どもの声がつながりをつくる

子どもから子どもへのコミュニケーションには3つの相がある。【1. 同年齢の子どもとの協働から学ぶ】自分の意見を持ち発信すること、他の意見を聞くこと、違った意見をまとめていく経験をしながら、問題を解決する力を養うことができる。【2. 年上が年下の手助けをする】年長者は年少者が苦手なことを手助けすることで、信頼関係を形成しながら、年長者は子どもの中でのリーダーの役割を経験し、年少者はよりスムーズにコミュニティに参加できる。【3. より大きなコミュニティに伝える】皆でまとめた意見やコミュニティで起こった出来事を整理し、大人も含めた他者に伝えることを通じて、自分が周囲に対して影響を及ぼすことができるという実感を得る。

◎「こどものまち」のように模擬的まちから連帯を学ぶ

「こどものまち CBT」（千葉市）は、子どもたちが市民となる小さな“まち”をつくり、擬似通貨を使い、労働や消費、市民活動を行うプログラムである。ここではまちのルールや必要な職業などを子どもたちが話し合っ



て決定していく。開催期間中に生じた問題点の多くは、大人を介さずに、子ども同士で話し合い、知恵を出し、問題を解決する。例えば、平成 22 年の開催時には、期間中に急遽新たな職業「子どもヘルパー」が誕生した。これは、一人でこどものまちに参加するのが難しい年少の子どもたちに対して、年齢が上の子どもが寄り添い、こどものまちへの参加を容易にしたものである。上述のコミュニケーションが上手く機能していることがよくわかる好例である。

注意点

- 仲間外れ等がないように、子どもたち全体の状況を把握して、除外される子どもやグループをフォローするなどの大人の配慮も必要。
- このような役割を果たすジュニアリーダー、子どもリーダーの養成も考えておく必要がある。

参照

○ロジャー・ハート『子どもの参画』（IPA 日本支部訳 木下・田中・南監修 萌文社 2000）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

15

子どもによる評価

子どもは市民として自らの生活について考え、意見を表明することができる。さらに市政に対しても、子どもの立場から評価することにつながる事が重要である。自ら働きかけ、政策を評価し、それが形になることによって、こどもの参画は一層促進されるであろう。

◎子どもが政策を評価する仕組みを設ける

子どもたちは日常から自らの生活について考える機会が多く与えられている。社会科見学や新聞、広報などでも市政と触れ合う機会は多く与えられている。しかし、子どもに関わる施策や事業に子どもたちがどう思っているか、考えているかという評価の場はない。選挙権のある大人の声を反映する仕組みはあるが、ユーザーである子どもの声を聞き、政策の評価に生かしていく仕組みづくりが求められる。

◎分かりやすい情報提供

また、政策の情報を、子どもが興味、関心をもって考える素材として作り替える努力はあまりなされていない。教育の一環として見るのではなく、意見を表明するために見るとなれば素材の見え方も違ってくる。政策担当者にとっては、子どもにも分かりやすく、興味をもってもらえるように工夫をすることは、日常業務から逸脱した苦勞が伴うため敬遠されやすい。子どもに相談して子どもの目線で資料を整理すると、シンプルにすることで本質も理解し、また次代を担う子どもたちのための政策について考える機会ともなる。一方で子どもたちは行政の施策と自分たちの生活との関係を理解し、市民意識を向上することにもなる。

◎行政の職場探検&ランチミーティング

千葉市では子どもたちの市政への提言につなげる取り組みとして、「子どもの職場探検&ランチミーティング」を実施した。子どもたちが市役所を職場探検し、市の幹部職員と昼食をとりながら意見交換することを通じ、市が取り組んでいる内容について身近に感じ、自分が住む街のしくみについて考え、話し合い、発表するという取り組みがなされた。平成22年度の取り組みでは、南部浄化センター（下水処理場）、中央区役所・中央保健福祉センター、セーフティーちば（消防局）を、希望した小中学生が探検し、ファシリテーターとともに考え、政策提言につなげることがなされた。浄化センターグループは、子どもの発案で微生物をアニメ化したキャラクターを作り上げるなど、所管局でもこどもの参画への理解が深まった。こうした市政へのこどもの参画を継続的に積み上げていくことが大切である。

南部浄化センターを視察



顕微鏡でみた微生物を キャラクター化へ



3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン	こどもの参画を支援する 大人サポーターの養成
16	

こどもの参画の推進には、子どもに寄り添い参画を手助けする大人サポーターが必要。サポーターには知識やスキルより、子どもの心と可能性に対する信頼が求められる。子どもの傍らに立ち、社会を担っていく仲間として、共に歩み、共に学ぶように、子どもの「人格」に尊敬を持って向かい合い、育ち合う感覚を持つことが必要。

◎子どもの理解者、支援者としての大人サポーター

- ・子どもの理解者、支援者として：参画する子どもが、無理なく自由に考え、行動できるように支援する。
- ・大人社会に向けての調整者、発信者として：子どもが本当に伝えたいことを代弁し、やりたいことを理解して道筋をつける。
- ・参画事業の調整役として：事業プログラムを市及び他団体等と協働で企画・運営。事業プログラムに関わる人を増やしたり、独自にPRしたりして事業効果を高める。

◎大人サポーターの基本態度

- ・未来を担う大人に育っていく子どもと、世代間の信頼関係を築く：大人サポーターに求められるのは知識やスキルより、子どもの心と可能性を信頼してサポーターとして傍らに立つこと。
- ・良い支援者となる：何より大切なのは、子どもの「人格」に尊敬を持って向かい合い、育ち合う感覚を持つこと。「成果」より「こころ（感動、工夫、努力する心）」に目を向ける。子どもの心の響き（感動、気づき、意欲の高まり）に耳を澄ます。

◎養成の要点

- ・子どもの力に感動する心を目覚めさせる：子どもの小さな成長に気づき、感動できる人は、子どもを尊敬でき、子どもから尊敬される。
- ・参画を支援する真のリーダーになる：子どもが前に立ち、自由に動けるようにする。参画の機会を見出し、参画を実現させる。地域団体等、周囲の団体と良好な関係を築き、参画を支援する輪を広げる。

◎養成の進め方

- ・こどもの参画の機会、大人サポーターを養成する機会：支援者の出身団体そのものを動かすために、各団体から複数の参加を促す。こどもの参画の支援に定則は無く、機会ごとに編み出され、広まっていく。行政と市民団体等で合同研修を行い、協働を確かにする。

◎大人サポーターの種類と活動領域

- ・直接的なサポーターのほかに、間接的なサポーターがいる：企画、準備、運営、フォーラム参加、広報など、支援の機会は広範で、関わり方は多様。
- ・サポーターには、さまざまな年齢層が必要：幼児にとっては小学生、小学生にとっては中高生もサポーターになる。より年齢の近いサポーターの存在は、子どもたちの自由で自発的な思考、行動を引き出す。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン 17	こどもの参画を支援する 地域団体、NPO 等との連携
------------------	-------------------------------

こどもの参画は「子ども」という「当事者の参画」であり、子どもは大人の背中を見て育つ。地域団体、NPO 等は、積極的にこどもの参画を支援し、相互に協力し合って、子どもたちに市民参加の模範を見せてほしい。

◎団体等の役割

団体は養成の対象であるとともに、実践を生かした養成の指導者でもある。
団体は、養成の場と機会の提供者でもある。

◎連携・協働の構築

・それぞれの団体のこどもの参画へ向けた「想い」を育て、共有する。

理念、目標について十分な理解を得るとともに、彼らと想いを共有して協働の基盤を築く。

・自らの意思を持って、「こどもの参画を支援する」協働に加わってもらう。

意志を持たない「協力」は、子どもたちに見抜かれる。

団体としての意思を持って、企画、運営の両面にわたって協働に加わってもらう。

・協働に加わる団体それぞれが、支援について PDCA を働かせる。

自らの意思で協働に加わる団体にとっては、この協働は主体的な活動の一部となる。

団体が自ら活動を振り返り、改善、提案を行うことで、支援が次第に充実していく。

・協働に加わる団体のネットワークを活性化する。

協働に加わる団体は、共通の目的や活動領域を有している。

団体によっては、自らの事業においてこどもの参画が進んでいるところもある。

これら団体間のネットワークは、こどもの参画及び子どもの成育環境の向上にも有益である。

ネットワークを通じて団体相互に参画支援の連携・協働が形成される。

地域団体同士に加えて、学校との連携・協働を円滑にする。

・これら団体と協働して進める事業について、PDCA を公開、共有する。

協働に加わる団体を客体にせず、こどもの参画推進の PDCA を協働で回していく。



注意点

○些細な違いにこだわるより、次世代のためにという未来の大きな課題を共有して、連携しあうよう関係団体を巻き込むこと。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン 18	地域コミュニティでの こどもの参画
--------------	----------------------

かつて地域では様々な大人への通過儀礼の伝統行事があり、それが地域へのこどもの参画の過程ともなっていた。地域コミュニティが衰退した今日、子どもたちが地域に参画していくことは、一番身近な領域であり、取り組みやすく、そして子どもたちから地域の大人を動かすことにもつながる。

◎子どもたちがコミュニティ意識（センス・オブ・コミュニティ）を醸成するために

地域コミュニティの衰退により、子どもたちと地域コミュニティとの関係が希薄になっており、またコミュニティという意識も築かれているかどうか怪しい。かつては地域の共同作業や子ども会などの活動で地域の人と顔見知り、または名前を知る関係もつくられていたであろうが、今ではコミュニケーションの機会も失われているという地域も少なくない。コミュニティ意識（センス・オブ・コミュニティ）を子ども期から築いていくことが、地域の将来の担い手の育成につながる。そういう持続可能なコミュニティづくりのためにも子どもたちが地域コミュニティの課題解決に参画していくことが重要である。

◎子どもにとっていちばん身近な参画フィールド

地域コミュニティは子どもが自分の経験を基礎に考え、行動しやすい身近な社会である。「子はかすがい」というのは家庭のみではなく、地域にも当てはまり、子どもは地域の大人たちを結びつける力を持っている。

◎継続的に参加が可能

子どもたちが参画できる事柄を地域で探すと以下のようなものがあげられる。

・自治会・町内会、子ども関連組織が行っている行事への参画

地域行事に企画から参画する。

運動会、祭り、清掃、環境保護など、どんな行事でも。

・伝統的子ども参加行事の掘り起こし、見直し

地域には、少なからずこどもの参画の成功事例がある。

地域の人が自慢するような事例を掘り起こして推進の基礎にする。

市の施設へのこどもの参画、学校行事への地域参画。

◎支援者の責任範囲で継続して事業推進が可能

地域行事は地域の団体が実施していることから、独自にこどもの参画の継続が可能である。

注意点

○地域の伝統行事などを見直してみることから、きっかけがつかめるかもしれない。

参照

○木下勇『ワークショップー住民主体のまちづくりへの方法論』（学芸出版 2007）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

19

待つ忍耐と行動への粘り強い信頼

子どもの頭の中は大人が考えている以上に動いている。それがすぐに言葉や行動に出なくても、ずっと待つ忍耐が大人には必要。信頼していることを示せば、子どもはその信頼を感じて、自分でも思わぬ力を発揮する。小さな心配より大きな信頼で大人はどっしりと構えていること。

◎子どもが相談したいと思う相手であり続けるために

子どもが示す小さな変化を見逃さない。子どもの可能性を尊重する。

◎子どもが自ら判断して自由に提案、行動するために

指示、誘導は子どもの主体性を損なう場合がある…後から付いていくことを意識して。大人の経験からすると、外れているように見えることもあるが、物事の見方、解決方法は様々であり、唯一の正解はない。

◎子どもは歩きながら考えるのが得意、始めても、自らすぐに修正できる

行動が始まるには、問題の理解、解決方法（課程と結果）に関するイメージが必要。すばやくイメージして動き出す子もいれば、参加することにさえ努力を要する子もいる。子どもが持つイメージは柔軟で、状況に対応していろんな解決を見出す力がある。子どもの状況に応じ、行動を待つだけでなく、行動へのきっかけづくりをする必要もあるが、子どもたちが何を考え、動き出すかを楽しみに一緒に歩もう。

注意点

○大人はコーチングにおけるコーチと同様に、「そう考えるのはなぜ？」「そのようにすると、どうなる？」など、子どもの気づきを手助けする。

参照

○『こどもがまちをつくるー「遊びの都市(まち)- ミニ・ミュンヘン」からのひろがり』(木下勇・みえけんぞう・卯月盛夫 萌文社 2010)

コラム

こどもの参画に関与する大人の心構え

- ・ こどもの参画事業の周囲にいる大人が、先を急いでこどもの参画を損ねる場合がある。
- ・ 支援者は、周囲にいる大人に事業の趣旨を十分に理解してもらう必要がある。
- ・ 子どもは自分なりに理解し、考え、行動するものであり、参画の内容、レベルは多様。
- ・ 参加した一人ひとりの子どもが、自分の役割を見つけ、それに応じた責任を果たす。
- ・ 事業趣旨、プログラムの狙いと異なる成長も、喜んで受入れる懐の深さが必要。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

20

学校の協力を得るための手順

学校の協力を得るためには、遅くとも一年前には準備が必要である。また、学校施設の開放には、教職員の理解や協力とともに教育委員会との連携が大切。学校の年間開校時間数や放課後・休日などの開放可能な時間帯、開放のための仕組み等を理解することが大切である。

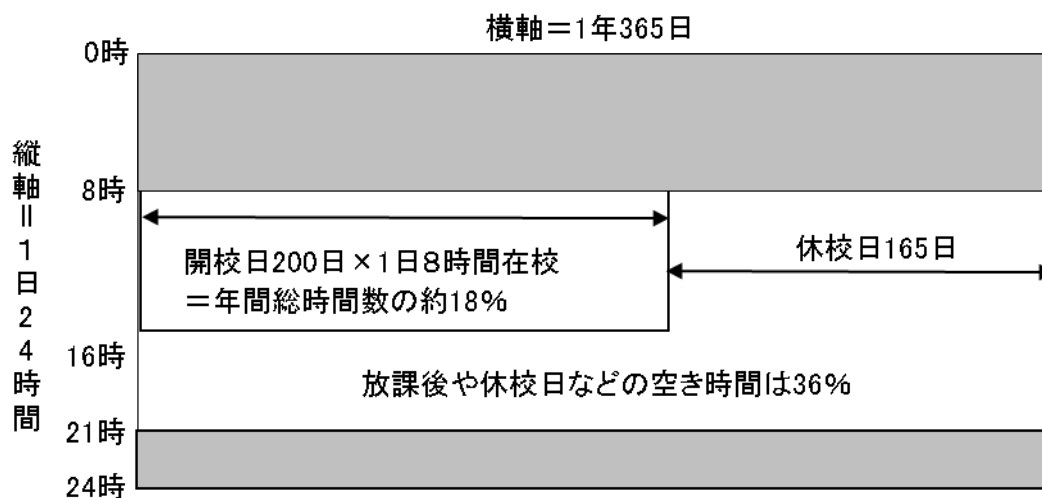
学校は一年サイクルで運営されていることから、新たな連携事業を実施するためには遅くとも一年前には意向を打診して準備をする必要がある。

また、学校施設の管理責任は学校長にあるが、学校施設の開放は学校では決められないことから、放課後や休日などの時間外の利用であっても学校の理解や協力とともに、教育委員会との協働体制を構築することが重要となる。

さらには体育館や校庭以外に、校舎内の家庭科室や工作室などの特別教室が開放されれば活動内容が豊かになることから、開放可能な時間帯（図3-1）を考慮し、管理責任の所在なども学校に負担をかけない利用法を学校・教育委員会・利用団体間で調整することが必要となる。

推進には、他地域にも理解しやすいモデル校を設けると良いだろう。

図3-1 学校の開校時間(子どもがいる時間)と開校外時間



- ・年間の総時間数は8,760時間(24時間×365日)
 - ・年間の標準的な公立小中学校の開校総時間数は1,600時間(8時間×200日)
 - ・開校総時間数比率は年間の約18%(8,760時間÷1,600時間)に対して放課後や休日は36%
- 【出典】岸裕司『学校開放でまち育て』（学芸出版社 2008）

事例：習志野市立秋津小学校と生涯学習団体・秋津コミュニティ。

平成18年こども環境学会・活動賞、平成22年NPO法人日本教育再興連盟賞授賞

参照

- 岸裕司『学校開放でまち育て』（学芸出版社 2008）
- こども環境学会編集『子どもの遊びと安全・安心が両立するコミュニティづくり』（こども環境学会 2010）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

21

教育機関、保護者はじめ 一般への理解の求め方

「子どもの居場所」が、そこかしこに必要な時代であることの理解を得ること。学校・家庭・地域の協力が時代の要請であることを各種の改正法から知り、「子どもの居場所」の優良モデルから学び、関係者の理解を得る。

千葉市の一世帯平均人数は、全国平均 2.43 人（厚生労働省、平成 22 年）を下回る 2.36 人（*1）である。この事実は、千葉市に限らず全国的にかつての三世帯や多くの兄弟姉妹との同居がなく、家庭だけでは他者との切磋琢磨がほとんどできない現状を示している。子どもの健全な発育には異年齢集団での群れ遊びや多世代交流が欠かせず、「子どもの居場所」を増やす必要がある。

このような背景から、平成 18 年改正の教育基本法第 13 条では「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（*2）が新たに謳われ、それを受けた平成 20 年改正の社会教育法第 3 条「国及び地方公共団体の任務 3」（*3）でも同様の主旨が追加された。

このような時代の変化から、学校・家庭・地域の協力とともに行政にも「子どもの居場所」づくりを積極的に推進する必要性が生じている。

事例：四街道市・放課後地域子ども教室“まじゃりんこ”

文部科学省の委託事業により、市の政策推進課や教育委員会、校長会などの理解や支援を受け、市内全小中学校の子どもを対象に不登校や引きこもりがちな子どもも含めて、放課後・休日の居場所として平成 17 年に設置。見守る「さぼおとさん」は、10 代から 70 代の方まで約 20 人。

自然に詳しい人、定年退職者、手芸や IT に長けている人、元教師、福祉専門家、学生など、多様で年齢を超えて大人同士の学び合いの場・居場所にもなっている。

平成 21 年度文部科学省「放課後子ども教室」表彰
活動場所：大熊コミュニティセンター、市内の農地・林・休耕田等。毎日活動日。

四街道市民活動情報サイト：
<http://genki365.net/gnky01/pub/index.php>



参照

- *1：千葉市の平成 23 年 3 月 1 日現在の人口 962,817 人、世帯数 407,114 より算出。ちなみに政令指定市に移行した平成 4 年 4 月 1 日現在は、人口 835,368 人、世帯数 292,442 であり、一世帯平均人数は 2.86 人と現在より多かった。
- *2：平成 18 年改正の教育基本法第 13 条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」全文：学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。
- *3：平成 20 年改正の社会教育法第 3 条「国及び地方公共団体の任務 3」全文：国及び地方公共団体は、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。（下線部が新たに追加された箇所）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

2 2

こどもの参画の教育的意義

子どもは、生き、活かされている社会的な存在である。子ども自身が主体的に計画に関わり、意思決定に参画できることが大切であり、そのためには、こどもの参画を促す大人の存在が不可欠である。

子どもは社会的な存在であり、そのことを子ども自身が身に付けることなくして他者との共同生活は成り立たない。特に現代は、個人の自由を尊重するとともに自律的に判断し、かつ自分とは異なる考え方の外国人を含む他者との協調や共生も大切な社会になっている。だから、子どもの周りにはさまざまな体験や経験ができる環境が必要である。

同時にそのような体験や経験を積むことを通じて、子ども自身が主体的に計画に関わり、意思決定に参画できるようにすることも大切である。

そのような環境の醸成には、大人の理解と適切な関与が不可欠である。

事例：習志野市立秋津小学校区・秋津コミュニティ「秋津っ子バザー」

社会生活では現金のやりとりは不可欠。しかし、学校教育では一般にモノの売り買いなどでの現金のやり取りは行わない。また、子どもの周りにはおもちゃなどのモノがあふれている。しかし、子ども自身ではなかなか片づけないことが親の悩み。一方、地域の祭りでは大人が取り仕切るために主体性が発揮できずに、こどもの参画の観点からは、子どもは「お客さん」になりがちである。

そこで、子ども・学校・家庭（PTA）の3者が協働し、子ども自身が自分のおもちゃ箱を片付けて、親と相談したうえで不要なモノを地域主催の秋津まつりの会場である学校に持参し、一品上限200円を限度に子ども同士で売り買いする「秋津っ子バザー」を計画して実施している。

この事例では、子ども・学校・家庭3者の課題の緩和を図るとともに、こどもの参画と社会性を身につけさせている。また、収益金の一部は、ボランティア団体への寄付も行っている。平成9年から毎年実施。近年は、学校の先生が引率しての生活科で育てた花の苗の販売などを行う学年参加も増えている。



参照

○岸裕司『学校を基地にお父さんのまちづくり』（太郎次郎社 1999）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

23

学校と地域の連携

学校あつての地域であり、地域あつての学校である良さを互いに活かす。学校の授業を地域の方々と協働することで、子どもたちの体験を豊かにする。

子どもがいる学校は地域の未来である。学校における地域とのより一層の協働が求められている。

平成 23 年度から実施の改訂学習指導要領「第 1 章 総則 第 4 (12)」では、学校の先生が日々の授業をつくるための「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(*1)が規定され、「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること」とともに「高齢者などとの交流の機会を設けること」と謳われた。このことから、学校も地域との共同（協働）学習をいっそう推進するようになっている。

また改正社会教育法に新設された第 5 条第 15 号「市町村の教育委員会の事務」では、「社会教育の成果を学校教育活動に提供する」との趣旨(*2)が新たに謳われたことから、地域や行政は、学校からの要請に応じて地域との連携の充実を図ることが望まれる。

事例：高知県南国市立稲生小学校 PTCA

「小学校を核にして地域教育力の再生をしていこう」との思いから、PTA 組織に地域を意味する C: コミュニティを入れた PTCA 組織づくりを平成 17 年より始め、地域の方々との食育（稲や野菜栽培から量販店での販売）や花育（さまざまなお花の栽培）、早朝の合同ラジオ体操の実施から、お年寄りに子どもが絵本を読み聞かせる協働学習などを実践し、子どもも大人もともに元気に学び合いながら育つといった大きな成果をあげている。

稲生小学校 PTCA

<http://www.kochinet.ed.jp/inabu-e/ebook/01/index.html>



事例：習志野市立秋津小学校区・秋津コミュニティ「防災被災訓練を兼ねた一泊キャンプ」

学校が災害時の地域住民の避難所であることの共通認識や住民同士の融和を図ることを目的に、防災被災訓練と父子を主体にした一泊キャンプを夏休みに秋津小学校の校庭で実施している。

平成 7 年の阪神淡路大震災の教訓から学び、翌年から毎年開催。年々参加者が増え、自主防災と防犯意識の向上、大人の「どの子もみんな地域の宝」といった意識の醸成にも寄与している。

小学校での実施により低学年からテントに泊まる野外体験が気軽にでき、何かがあってもすぐに帰宅や事前連



3. こどもの参画の（事業の）進め方

絡済の校医との間での安全確保も容易であり、長年の継続から、卒業した中学生や高校生の参画も自然に得られ、肝試しや各種の遊びのリーダー役を担うように育ってきた。

また、防災訓練は、学校や役所の防災課・消防署などの理解が得やすく、学校設置の防災倉庫の炊き出し釜や防災備品の借用ほかさまざまな協力が得られることからどこでも実施が可能な事業である。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の際には、余裕教室を開放した秋津小学校コミュニティルームにお年寄りが 2 日間避難し、炊き出しは秋津コミュニティの人々が担った。



事例：岩手県紫波町立紫波第一中学校の「学社融合」

学校教育と社会教育や地域社会との授業の協働である「学社融合」を町ぐるみで推進する人口 3 万 4 千人ほどの紫波町では、小中学校の学校図書館を休日に開放し、地域のボランティアの運営により多世代交流を図っている。

なかでも第一中学校では、熊が町なかに出没する原因を環境学習で学び、町役場と協働して町有林に熊の食料となるコナラを種から育てて植林をした。

また、公民館の着付け教室を中学校に出前し、地域の人が講師になり中学生に教えた。

それらの町ぐるみの活動により、子どもたちには町の主体者としての資質が養成されている。



参照

- *1：改訂学習指導要領（小学校）第 1 章総則 第 4(12)「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

全文：学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。（文部科学省告示平成 20 年）

- *2：平成 20 年改正の社会教育法第 5 条第 15 号「市町村の教育委員会の事務（新設）」

全文：社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。（傍線は筆者）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

24

国の子ども施策を活かす

学校と地域の連携には国の施策を活かす。学校支援地域本部事業、放課後子ども教室などの展開を。

国は、文部科学省を中心に数々の学校と地域との連携施策を推進している。

文部科学省による学校支援地域本部事業は、1.学校教育のさらなる充実、2.生涯学習社会の実現、3.地域の教育力の向上を目的に平成20年度から22年度まで実施し、全国1,025の市区町村（平成22年5月現在）にて成果を挙げた。

同事業は平成23年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（※1）の1メニューである「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として引き継がれることとなった。

この事業は、地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取り組みを有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援するもので、これまで以上に学校・家庭・地域の連携協力の強化を図ることが可能となった。

各地域の実情に応じて、これらの施策を活用し推進することが望まれる。

事例：杉並区立和田中学校「地域本部」

杉並区教育委員会からコミュニティ・スクール（学校運営協議会）に指定されている和田中学校は、東京都初の民間人校長である藤原和博前校長の在任中に設置した地域本部があり、地域住民や元PTA会員を中心に約40人の学校支援ボランティアが登録し、保護者の会とも連携しながら学校教育活動を日々支援している。

地域本部の主な活動は、校庭の緑化や土曜日寺子屋（ドテラ。約40人の大学生ボランティア教師を中心に、土曜日の自習学習をサポート）、夜間塾（夜スベ。私塾と提携した、3年生を対象にした夜間塾）、英語コース（英検合格を目的に、2年生を対象にした土曜日の英語特訓コース）、読書振興（図書の選書、貸し出しから放課後の居場所づくりまでの図書館の運営）など、多彩に展開されている。

その結果、多世代交流からの自尊感情やコミュニケーション能力などの高まりなどとともに、平成22年度の杉並区の学力調査では、和田中学校は区内でトップクラス（※2）になっている。



3. こどもの参画の（事業の）進め方

なお、公立学校施設を放課後や休日に開放して行う学習やさまざまな活動は、平成 20 年改正の社会教育法第 5 条第 13 号「市町村の教育委員会の事務（新設）」（※3）により、市町村の教育委員会が実施並びに推奨することとなっている。

和田中学校：<http://wadachu.jp/about/index.html>

事例：習志野市立秋津小学校区・秋津コミュニティ「秋津・地域であそぼう！」

文部科学省の「地域子ども教室」の委託事業として平成 17 年度から実施した「秋津・地域であそぼう！」は、委託終了後も秋津コミュニティのさまざまな生涯学習サークルの自主運営として続けている。

活動場所は、地域開放の秋津小学校コミュニティルームや校庭などを活用し、放課後や休日など年間約 240 日間活動している。

放課後は、水彩画やビーズ遊び、手芸や民謡、算数や中学生の数学教室などを、主に女性や高齢者が講師になり実施。休日はお父さんなどの男性が工作やうどんづくり教室、科学教室などを実施し、年間を通して老若男女が、遊びや学びでふれあう多世代交流の場になっている。

また、年間 2 回実施する近隣へ出かけての日帰りハイキングも親子や多世代の交流となり、温かい地域の融和にも寄与している。

子どもの参加費は、どの教室に参加しても 1 回 0～100 円（材料費など）で、別途年間保険代として一人 500 円である。

なお、講師の謝礼が一切ない住民自治での運営が大きな特長である。

最近では、国が保護者に支給する「子ども手当」を子どもの参加費に充てて参加させているとの声も保護者から聞く。



参照

※1：文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/004/_icsFiles/afieldfile/2011/01/18/1234373_01_1.pdf

※2：1～3年生の国語・数学・英語（1年生英語除く）の杉並区立全 23 中学校中の総合得点

※3：平成 20 年改正の社会教育法第 5 条第 13 号「市町村の教育委員会の事務（新設）」

全文：主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。（傍線は筆者）

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

25

学校の屋外空間を活かした 遊び場づくり

子どもたちにとって身近な遊びの空間でもある校庭を、学校と地域との協働により改造し、もうひとつの「子どもの居場所」とすることで、日常的な放課後や休日に、気軽に子どもや地域の人々が集うことができ、群れて遊ぶことも可能となる。

校庭の改造は、学校にとっての教材として活かせることが大切であるから、学校・教育委員会と地域が話し合って推進する必要がある。

事例：習志野市立秋津小学校の校庭改造

東京湾の埋め立て地に昭和 55 年に開校した秋津小学校の校庭には、当初遊具や教材がほとんどなかったことから、PTA のお父さんや地域の人々と学校との協働によりさまざまな教材を造ってきた。

生活科の授業に活かす飼育小屋、併設する幼稚園の廃タイヤを利用したピラミッド、木製の昇り降りができる砦から、総合的な学習や環境学習に役立つ小川や田んぼ・大池もあるビオトープ（自然観察園）、6 種の果樹を植えた果樹園、夏の水遊びができる千葉県伝統の井戸掘り工法である上総掘りによる防災井戸など、さまざまな教材を校庭の各所に造ってきた。

このことにより、放課後も休日も、子どもから大人までが集い遊び憩う「場」となっている。

参照

○岸裕司『「地域暮らし」宣言―学校はコミュニティ・アート！』（太郎次郎社エディタス 2003）



3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

26

公園づくりへのこどもの参画

公園は子どもたちが遊ぶ場所でもあるので、公園づくりには、子どもも参画するべきである。そして子どもが参画しやすいテーマでもある。地域の大人のみならず子どもたちも参画することで、多くの人に利用され、地域みんなの広場となる可能性がある。

◎子どもにとっての公園とは？

公園は都市公園法に基づき、その最も小さい身近な公園は、今は街区公園というが、かつては児童公園という名称であった。少子・高齢化の進展などにより、公園の利用者が子どもだけという訳にはいかなかったのも一つの要因であるが、いろいろな人が使うとぶつかり合いも生じる⁷。その結果、ボール遊び禁止、大声で叫んではいけない等禁止事項も増えて、また安全管理で危険そうな遊具は撤去されたり⁸して、子どもたちに魅力的でなくなっている公園もある。



公園づくりワークショップ

事例：世田谷区の子どもたちとの公園づくり

世田谷区の公園づくりにおいて、周辺住民の声で遊具もいらないという計画に疑問を持った若い職員の I さんは、近くの学校にかけあい、子どもたちの自由参加で公園づくりのワークショップを 5 回開いた。子どもたちは他の公園を調べたり、災害時の公園の役割やお年寄りの利用も考え、大人を説得して作った自分たちが考えた遊具も含め、まさにみんなの広場のような公園を造った。



公園が地域の広場に

この結果、子どもたちの自己効力感が高まり、まちについての関心も非常に高くなった。

単に大人の声だけで造られようとしていることに疑問をもった I さんの、専門家としての対応により可能となったのである。

注意点

- 公園を調査する。どんな人がどんなことをしているか。施設の状況、樹木等緑の状況等。
- いろいろな公園を見て歩こう。子どもたちと遊び歩いてみる。

参照

- 『子どものための公園づくりガイドライン—自由で豊かな遊びと多様な体験を』（公園緑地管理財団 2001）

⁷ 利用する大人、子どもの両者とも「他者への配慮やマナーが欠けている」ことが背景としてある。

⁸ 遊具をはじめとした公園施設の安全に対する過剰な大人（親）の要求があることも背景としてある。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

27

住宅地内の安全な道

住宅地のコミュニティ道路や歩道などは、幼児が行動範囲を家から地域に広げる時の重要な自立の場であり、地域のいろいろな大人と接触して子どもが成長とともに社会参画する上で重要な場所である。子どもたちの声を活かして、安全に過ごせる道をもっと増やすべきである。

◎「道」を遊び場に

道で遊ぶ子どもの姿があまり見られなくなった。車に占拠されて、住宅地内の交通量の多くない道でも、子どもが遊んでいると目くじらを立てて怒られるようになった。

かつて「道」は地域のコミュニケーションの場であった。それが車交通の場となってしまったことが、近隣関係ははじめ地域コミュニティの衰退につながった。道路で遊べる幼児とそうでない幼児とでは遊びや社会性において有意な差があるとの研究成果もある（*1 Marco Huettenmoser）。

◎道を人間の場にすると様々な問題解決に

これは、子どものみならず大人にも当てはまる。道を人間の場に戻していくことは、近隣や地域社会の再生につながり、防犯や防災、お年寄りのケア、虐待防止等様々な問題解決も可能となるであろう。

オランダに始まった**ボンネルフ**⁹やデンマーク、ドイツの**遊び場道路**¹⁰など、子どもの遊びが認められる道づくりがこどもの参画で進められている例もあり、我が国のコミュニティ道路やくらしの道ゾーンなどの、これら海外から影響を受けた事業も、その精神を生かして、こどもの参画で進められるとよい。

◎通学路の安全

道の問題は、千葉市のこどもの力ワークショップでも話し合わせ、子どもたちそれぞれが、自分の通学路を調査し、車優先の道の問題や、子どもたちの主な交通手段である自転車に対しては優しい道路が少ないことがその後の提言につながるようになった。

参照

*1：マルコ・ヒュッテンモーゼル『子どもと生活環境：子どもの日常生活と発達に関する生活環境の意義についての実地研究』（Children's Environments 12 (4), pp. 1-17, Dec. 1995）。翻訳：今井博之『「子どもにやさしい道」は何か』（道路（日本道路協会機関誌） Vol. 789, pp. 11-16, Nov. 2006 より）



⁹ 蛇行やハンプ（かまぼこ状の突起）などにより自動車のスピードを抑え、歩行者との共存を図った道路。

¹⁰ 沿道世帯の投票で「遊び場道路」に指定された道は、車の速度を 10km/h に制限している。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

28

児童館・公民館

児童館は、児童厚生施設で子どもたちの遊びの拠点。千葉市では子ども交流館がその機能を担っている。児童館のない所では公民館の一部に、子どもたちの利用も考えている自治体もある。これらの施設の計画や運営に子どもたちが参画していくことで、子どもたちに使いやすい施設になるとともに、地域の大人と子どもとの関係も密になる。

◎こどもの参画の取り組みが見られる地域の児童館

川崎市では児童館に類する「子ども文化センター」という名の施設がある。そして拠点施設として「夢パーク」という施設がある。この夢パークは、計画する時に子どもたちの声を聞き、建設後の運営にも子ども運営会議という、こどもの参画による運営の仕組みがとられている。また地域の子どもの文化センターの運営にも子どもたちが参加することが保障されている。ただし実態として、大人の理解不足や、コーディネートの人材不足等、子どもの主体的参画までには課題も多い。



◎子ども運営委員会による拠点施設運営

拠点施設の夢パークの運営は、まさに子どもたちが主体で行っている。運営委員会では、いろいろな年齢の子どもたちが共に学びの場となる居場所の運営を考え、全施設の催しなど、子どもたちが活躍する場面も増えてきている。

最初の一つの部屋の運営を子どもたちに任せることから、次第に子どもたちの力が増して、全施設の運営にも参画してくるようになることを伺わせる事例である。

千葉市子ども交流館でも子ども運営委員会が運営に関わる。最初は図書等の選定からであったが、次第に自主企画など力をつけて運営に入り込んでいる。さらに関わりが増してくることが期待される。



参照

○子ども・青少年の参画を実現している居場所としては、杉並区の児童青少年センター「ゆう杉並」もある。

<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/map/detail.asp?home=H01560>

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

29

商店街、空き店舗

商店街に空き店舗が増えてきた。ずっと空き店舗なら子どもたちに開放してはどうだろうか？ 空き店舗が子どもたちの居場所になれば、地域の人も集まり、そして人通りも戻って来て商店街活性化にもつながるかも知れない。



福岡 きんしゃいカフェ かき氷屋初日の様子



子どもと大人がとにいる場

◎商店街は店先学校

商店街は、小学校の勉強でお店調べをするように「店先学校」(C. アレグザンダー) とでも言える、子どもたちが社会のいろいろなことを学ぶ場でもある。しかし、その商店街も大型店舗に人の流れが移って、衰退の危機にある所も少なくない。空き店舗が増えてずっとシャッターが閉じたままというのでは、さらに人通りの少ない寂しい商店街となってしまう。どうせ閉めたままならば、子どもたちに開放して、子どもたちの居場所（たまり場）にするのはどうだろうか？

◎空き店舗が子どもの居場所

福岡の「きんしゃいキャンパス」では、商店街の空き店舗を借りて学生達が子どもたちのたまり場とした。最初は来る子どもが少なかったが、かき氷屋を開いたら、子どもが増えた。今では子どもや大人がゆっくり過ごす遊びと地域コミュニケーションの場となっている。

注意点

○道路使用については沿道の人や警察と事前の合意や許可が必要。

参照

○C. アレグザンダー他 『パタン・ランゲージ』(鹿島出版会 1984)

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

30

図書館

図書館は、まちの中での中高校生の居場所ともなる。中には積極的に中高校生の居場所づくりをしている図書館もある。多感な自我形成期に頼りになるものは書物の世界に多く、また最新の映像や音楽等メディアの世界も。そういう中で自分の世界に浸り、落ち着いた静かな時間を過ごせる場でもあり、快適な環境で勉強でき、調べものをする知的活動拠点でもある。

◎「図書館の開館時間を変えてほしい」と中高校生

図書館の月曜日休館を火曜日等に変えてほしいと、千葉市のこどものカフォーラムで、市長と座談会をしている参加者の声があった。なぜなら学校の振替休日が多い月曜日に図書館に行きたくても行けない。また、平日の閉館時間も部活の後に行けないのももう少し遅くしてほしいと。図書館側には酷な話かも知れないが、ファストフードやコンビニエンスストア等で時間を過ごす中高校生にとって、図書館は、ゆっくり時間が過ごせる場所の一つであるのかも知れない。



◎図書館は知的探検の場

図書館は何かを調べる時に重宝である。謎を解いて行く面白さに似た知的探求の世界の広がりを楽しむ場でもある。また、多感な心が揺れ動く時期に支えともなる文芸作品、そして様々な最新のメディア、そういった情報の宝庫でもある。いわば図書館というのは子どもそれぞれの個性に応じた応答が見つけられる場所とも言える。



◎排除でなく中高校生コーナー設置

図書館は冷暖房付きだからと、勉強場所として来る中高校生が多いことがかつて問題となった時期もあるが、最近では彼らを排除するのではなく積極的に迎え入れる傾向にある。そんな中高校生のコーナーも設けて、グループ学習や異なる学校の子どもらが出会う場ともなっている。

葛飾区の図書館のYAコーナーは
彼らの表現の場ともなっている

参照

○葛飾区図書館 YA コーナー <http://www.lib.city.katsushika.lg.jp/ya/yacorner.html>

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

3 1

こどもの参画への情報機器の活用

子どもたちの方が情報機器を活用することは得意かもしれない。子どもと大人で分断されないコミュニケーションが重要である。情報リテラシーを身につけ、顔を合わせてのコミュニケーションを疎かにしないことが求められる。一方、情報機器は子どもたちの意見を吸い上げ、共有する手段として大いに期待できるものである。文明の利器でプラスαの利点を最大限活かすとよい。

◎情報機器の活用について

子どもたちの周りにはさまざまな情報機器があり、ともすればこうした情報機器はコミュニケーションの弊害につながると指摘される。千葉市のこどもの力ワークショップでは「携帯はいけない」と言いながら、子ども交流館には公衆電話がない」「情報教育、もっとキチンとして欲しい。大人が実態を知らなさすぎる」という子どもたちの意見が主張された。これは、大人本位の枠組みへの子どもからの指摘であった。大人の生活が商業主義に流されてしまっている状況もあるだろう。子どもの視点から、情報機器の活用について議論することは、より安全で誰もが使えるコミュニケーション手段について考える一歩になるのかもしれない。

◎情報リテラシーを身につける

コミュニケーションの弊害の一つとして、子どもと大人でコミュニケーション方法が分断されていることも指摘できる。ツイッターやフェイスブックなど IT を駆使したコミュニケーションは子どもたちの方が得意とする所かもしれない。ツイッターは多くの子どもや他者の意見を共有できるツールだ。子どもたちが情報リテラシーを身につけ、顔を合わせてのコミュニケーションも疎かにしない態度を身につけることが大切である。

子どもたちが犯罪に巻き込まれないような環境づくりへの配慮は大人の役目であるが、情報機器の使い方は子どもから教われば良い。子どもと大人が対等な関係で情報機器を活用し、情報リテラシーを身に付けていくことも、こどもの参画と言える。

◎ツイッターでつながりあう

平成 22 年 10 月のこどもの力フォーラムでは、ツイッターを活用してフォーラムで出た意見をリアルタイムにインターネットに伝えた。壇上での子どもたちの意見には多くの人から賛同や応援が寄せられ、千葉市での子どもたちの行動が各地とリアルタイムにつながりあい、全国に影響を与える取り組みとなる可能性を示した。

3. こどもの参画の（事業の）進め方

ガイドライン

3 2

プレゼンテーション・発表の場

こどもの参画において、PDCA のサイクルをしっかりと回していくには、その過程をふりかえり、成果物とその評価の結果も見えるようにしていく努力が重要となる。それは子ども自身にとって、次の展開への踏み台となるものであり、他の一般の人へのアピールともなる。

◎プレゼンテーションをする

フォーラムなどでこどもの参画の過程や成果をプレゼンテーションすることも重要な意義がある。プレゼンテーションの技術については、大人の助けを受けながら体験することで、次第に子どもたちだけでも十分にに取り組むことができるようになる。ビデオは過程や成果を報告しやすい素材である。またパネリストになった場合、映像を通して振り返りもできる。大人の前で子どもが意見を表明することは上手くいかないことも多い。その場合は、振り返って議論することにつなげたい。それは継続的なこどもの参画につながる。また、新聞や雑誌を発行する取り組みはこどもの参画に大きな成果をもたらす。取材をして社会を知り、自ら知った社会の問題について文章化する中で考え、知り合った人の顔を思いながら編集する。過程、成果が見える形になることは、子どもにとって意味がある。成果物によって自分の意見を実社会に働きかける効果を知ることになる。社会を変えていくことに興味を持つ子どもにとって、公共性を獲得する意味ある活動である。

◎子どもがあつめた素材でつくる出版物 ～情報誌ぶーむん～

千葉市の特定非営利活動法人PBLスクールが発行する「ぶーむん」は、そのタイトル決めから各号の内容、記事、写真にいたるまで、子どもたちの手によって集められた素材でつくられる出版物である。ここでは、文章で人に伝える力を養い、皆で協働して一つのものを長い時間をかけてつくることを経験する。また、子どもたちの成果が出版物として形になることで、自己評価が容易になるという特長がある。自己評価を行うことで、より発展的に次の活動へ進むことができる。そして、子どもたちが出版を担うことで何より大きいのは、社会とのつながりを持ち、自分も社会の一員であることの実感を得られることである。例えば、子どもたちが取材依頼の手紙を書く際（著名な方をお願いをする際は特に）「相手にしてもらえないのではないかと」感じていることがある。しかし、実際には取材の許可が得られることが多く、子どもたちは「受け入れられた」という実感を得る。このように、子どもたちが社会に働きかけ、反応が返ってくるという経験を積み重ねることは、子どもたちの自己効力感を高めるという極めて重要な成果をもたらすものである。



このように、子どもたちが社会に働きかけながら公共性を獲得していく上で、大人の側に「全ての大人が協力して子どもを育てる」という風土が形成されていることが望ましい。これは、子どもたちの活動、成長の質に直結する大切な部分である。

広報活動（公共性の獲得）

4. 推進体制

ガイドライン

3 4

こどもの参画の考え方の共有

地球環境問題をはじめ地域社会の様々な課題に対して、市民一人ひとりの自己決定に基づく行動が重要であり、子どもにも、子どもに関わる事柄に対して当事者＝市民としての参画が保障されることは、自律した市民意識、持続可能な市民社会の将来を築く上でも重要なことである。行政においても子どもをパートナーとして認識する考えを共有したい。

◎こどもの参画の背景には社会の大きな変化がある

社会が柔軟な対応性を身につける「集中から分散へ」の社会システム変革の流れは行政のシステムにも変化を求める。個人の自己決定に基づく行動を引き出そうとする「改善」と「参画」の流れは、市民の大人のみではなく、子どもたちをも視野に見据える。参画は次の地域社会の変革をもたらす。①個人が周囲との関係性も勘案して自己決定する、②隣人、地域、組織、社会の仕組みとの関係を意識し、相互に貢献する社会へ、③縦割りから協働へ、命令から自発へ、自己中心から思いやりへ、固定から柔軟へ。それによって地域社会（コミュニティ）による自己解決能力が向上する。この中に子どもたちも一員として参画することで、社会への関心、意識を育て、社会的な行動がとれるようになる。

◎基本的人権が尊重される社会

こどもの参画の基盤は、子どもが持つ基本的人権であり、その根底には人間の尊厳に対する敬意がある。これらは市民参加・協働の基盤そのものである。「こどもの参画」は『子ども』という当事者＝市民の参画である。

◎一部の子どものみのモデル事業にとどめない継続的な努力

千葉市の 14 歳以下の人口は、13 万人を越える。こどもの参画プロジェクトに関わる子どもは、そのごく一部であってはならない。考え方の共有を広め、確かなものにしていく継続的な努力が求められる。

◎基本的考え方を確固たるものとする

誤解を生じないために活動を記録物にまとめ、総合計画（基本構想）等市の目標像、理念、基本方針等に位置づけていくようにする。

◎確かな理解者、実践者を増やす

管理職がこどもの参画について理解し、リーダーシップをとること、NPO や地域団体が理解者、実践者として育っていくことが必要。

コラム こどもの参画と市民参加・協働

こどもの参画は社会を変える力を持っている。

ドイツの環境政策においては、子どもたちの教育から始め、大人たちへ広げていった。

4. 推進体制

ガイドライン

35

こどもの参画の職員研修

こどもの参画を推進するためには、まず庁内職員がそのことを理解する必要がある。既成概念の子ども観を払拭するためにも、少子化と持続可能性の要請等の背景、考え方、そして長期的な行政の方向性等各々の施策とも関連して、学び、疑問があれば相互に討議し合うような研修が望まれる。

◎行政におけるこどもの参画を円滑に推進するために

研修は以下の点を目的とする。①こどもの参画の理念と目的について理解を深める。②こどもの参画は子どもの教育・福祉の向上であるとともに市民参加の推進という二面性を持つことを理解し、他の行政施策との関係を明確にする。③こどもの参画の推進について円滑化を図る。

◎庁内で情報を共有し、活発な意見交換を

進捗状況、他市等の事例、検討中のアイデア等について情報を共有し意見交換することが必要。こどもの参画を支援する地域団体や NPO 等と共に学び、共に考え、共に行動する。庁内職員だけを対象とする研修は、市民を「こどもの参画の支援」

コラム こどもの参画と市民参加・協働

- ・こどもの参画は市民参加・協働の序章であるとともに成熟形である
- ・参画を経験した子どもは、市民参加・協働の担い手になる
- ・市民参加・協働の発展と、こどもの参画の発展は相互に刺激しあう
- ・参画支援に加わる市民団体は、市民参加・協働の実践者である
- ・こどもの参画を円滑に進めるためには、市民団体との相互信頼に基づく協働の進展が必要

から遠ざけるからである。また座学として、当事者である子どもが参画した持続可能な社会の構築やこどもの参画の実施例を参考に、実施プログラム案を検討する。

◎実践から学ぶ

最大の研修は実践から学ぶことである。子どもと対話してみると子どもに対する偏見も払拭され、子どもたちの素直な疑問に応えたり、意外な発想に驚いたりすることもある。

千葉市では「子どもの職場探検」を行い、市長と関係職員と子どもたちで「ランチミーティング」を行ったりして、子どもたちと行政の職員との接触の回数を多くしている。ミュンヘン市では、役所を開いて一般の子どもへの訪問を受け入れる（オープンデイ）なども、市民団体 NPO と共に盛大に開かれている。

また、子どもの提案によるコミュニティの再構築に関するプログラム等の実践で、こどもの参画と市民参加・協働のまちづくりの相互作用を期待し、同時に進めることも考えられる。

4. 推進体制

ガイドライン

36

こどもの参画の庁内体制づくり

子どものことは横断的に様々な部署に関連する。こどもの参画の推進に当たっても、参画の方法等に熟練したチームが、横断的に調整しながら各々の部署の施策についてアドバイスしたり、時に支援する等、ある程度、調整権限を有しながらコーディネートできる体制づくりが望まれる。

◎事業の継続性＝条例化＋公定計画化

行政は制度にのっとって進めるので、こどもの参画の推進の継続性を保障するためには、法的根拠が必要である。国際的条約¹¹が上位にあるが、具体的な事項については自治体では条例等で決めておく必要が出てくる。また自治体の基本計画等に位置付けておく必要もある。

◎庁内協働・庁内連携で事業効果を高め合う

庁内における情報共有は欠かせない事項であり、庁内で実際のプロジェクトを、各部門が連携してシリーズで実施していくことも、事業効果を高める。その場合に、推進の核組織や作業部会を設けることも推進力となる。

◎推進の核組織の機能と備えるべき性質

推進の核組織は、こどもの参画が定着するまでは継続性が保障され、庁内・外の調整のコーディネーター役として必要である。しかし、そこに任せきりにせずフォローして庁内協働の流れを創ることが必要であり、そのためにも目的・課題を明確にして共有することが重要である。事業は横に連携・協働して各部門、団体の柔軟な創意・取り組みを引き出すようにするとよい。それぞれの部門が継続してPDCAで推進し、成果の持ち寄り、問題点の共有、ノウハウの向上につなげる。

◎縦割りと横割りの協働化

行政は縦割りがベース（責任ある事業執行）であるので、部局横断的チームを作るとよい。単独事業も情報共有すると、実社会は横割り（何か一つやろうとしても、つながっている）なので、先方が複数の組織と協働している場合がある。予算権限についても、参画の度合いに応じて増配・減配などが考慮されてもよい。

◎他団体との協働

他団体と協働する場合には、外から見て分かりやすい体制が求められる。また一般市民には行政と教育委員会との区別も分からないので、その関係づくりも求められる。実際にこどもの参画事業を進めるにはこどもの参画に長けたファシリテーター（NPO、専門家）との連携が必要となろう。また、研修も支援団体の提案による協働事業で行うことが考えられる。参加団体、参加者へ連絡を欠かさない仕組み（情報網等）の構築も欠かせない。

¹¹ 「児童の権利に関する条約」18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年秋の国連総会で全会一致で採択され、我が国は、平成6年4月22日に批准した。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しており、その第12条で意見表明権を規定している。

4. 推進体制

◎メッセージ・情報の発信

こどもの参画を進める旨の、強く、揺らがないメッセージが必要である。首長のメッセージがあれば最も強い。少なくとも各部門長からのメッセージがあるとよい。

記録・発信は内外への継続的な情報発信が求められる。参画の進展状況や効果等を告知していく。子ども、団体、学校は発信者でもあり、専門家によるコメント、事例紹介等も見やすく、読みやすく発信していく。まとまった段階で出版を視野に入れて水準の維持に努めるとよい。

ホームページ:事業の全体像、こどもの参画広報誌（次項）の内容も掲載。双方向機能が利点。終了した事業もアーカイブとして公開し続ける。

こどもの参画広報誌:市からの発信（推進の核組織から、各部門から）、また市民団体からの発信（本事業プログラム、自主プログラム、参加した大人の声、子どもの声）に活用できる。

市が編集するページ、参画団体が編集するページ、子どもが発信する記事があってもよい。その場合に全市に向けた号、プロジェクト対応地域に向けた号等が考えられる。

行政の事業執行においても計画→実施→評価→改善といういわゆるPDCA マネジメントが浸透しつつある。子どもが参画する事業の評価においても、子ども自身が参画するような評価の機会があれば、子どもにとって、事業の位置づけの認識ややりがい、より増していくであろう。

◎PDCA の意味、目的

マネジメントは顧客のニーズを真摯に聞き、そして内部のコミュニケーションの風通しを良くして、目的に向けて効率的に事業を推進する運営である。それは行った結果をまず自己評価、つまり自ら反省なり改善に結びつけ、良き点は伸ばして行くような次の計画へと、螺旋的に PDCA を回していく仕組みでもある。

◎開かれた評価

まずは自己評価が重要であるが、行政の施策や事業のように公共性が高いものは、その評価も外に開かれていく必要がある。外部審査を設けることは費用がかかるというのならば、ホームページ等で公開し、一般の市民、子どもから評価を受けることも考えられる。

◎こどもの参画の事業評価

そういう意味で、子どもに関わる事業は子どもが事業評価に参画するような仕組みを設けるべきであろう。PDCA の各段階で用いるツールや基礎的なチェックシート、成果を記録するシート等のツールを子どもにも書きやすいように改良していくことも必要であろう。

◎協働の活動の変化

事業の PDCA の評価によってプログラムの実施主体も変わっていく場合がある。例えば他の主体（行政、地域、学校、団体等）も巻き込むべきとの提案も出てくるので、柔軟に対応することも必要であろう。

4. 推進体制

ガイドライン

38

こどもの参画事業のスクリーニング

こどもの参画を取り入れるべき事業、子どもの声を聞くべき事業を選び出す(スクリーニング)には、そのための指標を明確にしておく必要がある。子どもに関連するといっても様々にあり、子どもが利用者である場合など優先度の高いものから順次行うことでもよい。

◎子どもからみたスクリーニング

スクリーニングは実施者が行うのではなく、その影響を受ける側、つまりここでは子どもたちが行うことが筋である。しかし子どもたちには行政の事業を理解するのは難しい。そういう場合には子どもの代弁者や子ども関連の団体が手助けをして、事業をわかりやすく列举し、その選び出しに子どもたちも加わることが理想である。10年以内程度に起こる学校改修、公園改修など「具体的な参画事業」や地域のNPO等が把握している課題等を列举して、子どもたちとそれらリストアップされた事業の優先度やいくつかの指標で最終判断をする。

◎スクリーニング指標（チェックリスト）

ではスクリーニングはどんな基準で行ったらよいのだろうか？子どもが行う事では次のような特別な価値が活かされる場合があるかも知れない。試論としてあげる。

大人の心に訴える力がある ⇒☆1つ

自ら実践する力を持っている ⇒☆2つ

子どもは成長して担い手になる ⇒☆3つ

子どもからみた分野では参画する子どもの年齢層で次の点を加えても良いかも知れない。

子どもリーダー参加の可能性と、その年齢層 ⇒☆3つ

なお、

社会に対するアピールの度合い ⇒☆1つ

子どもが実践する行動内容 ⇒☆2つ

を加えてもよいだろう。

このような指標でスクリーニングされたものから、当事者である子どもが選択するに当たり、

自ら選択することで、意欲がわく、責任感がわく

実際上の価値をもった成果が残る

市民参画を実践する者に育つ

といった点を加えてもよいだろう。

コラム 公園整備に協力した中学生

町内会役員が図面、問題点など整理してスタンバイしたA公園

町内会役員に何も準備がなく、関心も低いB公園

子どもたちはB公園を選んだ。

「A公園は地域の人たちでできる。

B公園は私たちが手伝わないと何もできない。」

4. 推進体制

ガイドライン

39

子どもへの影響のアセスメント

子どもに関連する事業は、その事業を行うことによって子どもにどんな影響があるか、しっかりとアセスメントを行っておく必要がある。影響にはプラスの影響とマイナスの影響があるが、その両面から評価を行い、事業評価や改善につなげていく。

◎影響をうける子どもの層は？

乳児、幼児、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生

◎どんな影響かをはかる指標

プラスの影響

やればできるという自信、達成感

将来に希望が持てる

学び、意識を広げる

主体性が育まれる

信頼がうまれる

マイナスの影響

自信喪失となる

希望を失う

偏屈になる

受け身 苦情を言うだけの大人への不信

◎こどもの参画事業で子どもに対する社会の見方が変わる

こどもの参画事業を進めることで、子どもの日常生活における意識が変わるし、また子どもが大人とコミュニケーションがとれる存在になる。「感情を伝えあう事ができる相手」は、生まれた瞬間から影響を及ぼす、というような刻印づけがあるとしたら子ども期に地域社会の大人と関わることは一生に影響を与えるであろう。子どもたちへの意識の醸成は市民参加・協働による市民の意識、行動の変化と同じかそれ以上で、目の輝きが変わる、気持ちが安定する、意思の力・やり抜く力が強くなる等の変化がある。また、社会への関心も高まり「社会に作用を及ぼすことができる存在であることを自覚する。つまり自己肯定感（＝Yes We Can）の獲得につながる。

4. 推進体制

ガイドライン

40

こどもの参画に期待される効果、成功に導く仕掛け

こどもの参画によって、しない場合よりどういう効果が得られたか、しっかりと記録と評価を行い、次の事業の展開の基礎とするべきである。そして、より大きな課題への戦略をつくっていくことが重要であり、それも子どもたちの乗り方、状況によって無理強いをしないで、自然な流れでできるような戦略づくりが求められる。

◎事業にこどもの参画を入れた場合のシナリオづくり

行う前にあれこれ詮索するよりも、こどもの参画ではどんな発想が、どんな意見が出て来るか予想もつかず、とにかく実際に始めてみて、子どもと一緒に考えながら進めることが大切である。行政の諮問機関や〇〇委員会等では会議の発言要旨まで用意して（少なくとも委員長の発言等は）形式的に終えて、「何も問題がない」、つまり「問題点を指摘する発言がない」という事がよしとされている風潮が今までみられた。行政職員の会議前のシナリオ書きの仕事が無くなればそれだけ負担は減る。子どもはシナリオ通りには進まないが、こどもの参画に期待される効果には以下のものがあげられる。

◎こどもの参画により期待される「子ども、子ども環境への効果」

- ・現在の子どもの感じ方、ニーズが確認される
- ・推し量ってのお仕着せの対策から、実際に必要とされる対策へ
- ・対象となる社会の層構成（子どもも含まれる）と、対策主体側の層構成が近くなる

◎こどもの参画により期待される「行政、団体、社会への効果」

- ・こどもの参画に関わる大人が変わる
- ・子どもとともに歩む社会づくりのノウハウ獲得
- ・協働に参加した団体の能力が高まる
- ・先例、前例にとらわれない
- ・施策対象者が参画する形の多様な解決がある事の学び
- ・対置関係による社会から協働型社会へ
- ・保護対象、サービス対象と思われていた子どもが、共に社会を考え担う者になる
- ・強者（と思っていた者）が弱者（と見做していた者）の能力に気づく
- ・既成の事業、行為の意味が問い直される
- ・集中管理型社会から分散、連携型社会へと市民参加・協働の進展

コラム

こどもの参画を成功に導く仕掛け

参画拠点を整備し、こどもの参画による効果を認知できるようにする。

参画拠点においては、活動の目標、実績等をまとめた「参画まちづくり壁新聞」の常時掲出など、PDCA の見える化を積極的に行う。

「子どもの提言の実現」のための 仕組みづくり

子どもの提言を単にきれいごとですませて、何もしない場合は、子どもに悪い影響を与える。しかし提言の中には実現困難なこともある。何ができて、何ができないか、理由も含めて子どもに明確に回答する必要がある。ただし、困難な課題でも意義あるものは継続的な取り組みに移すとよい。提言を受けて子どもと権限ある大人がしっかりと対話する場が必要である。

◎「子どもの提言の実現」のための仕組み

・子どもの提言を受ける対話の場

提言機能の付加の仕方、市長や議長・教育長、関連部局長との対話の場を設定。

・提言に対する回答の方法

期間や回答の仕方を子どもたちへ、または一般に公開するかなど決めて、速やかに回答。

◎提言を受けるスタイル

提言にも作成の仕方大きく次の二つのスタイルに分かれる。

スタイル1 仕上がった提言を受ける

メリット 子どもたちの思考に大人が入り込まない

スタイル2 一緒に話し合って考え、子どもたちが提言としてまとめる

メリット 相互に理解が進む

子どもたちがリアリティのある提言を出せるようになる

提言の趣旨を理解しているので、提言が実現されやすい

◎提言への対応

提言を向けられている相手が対話形式で聞く

トップが聞く 市長、議長、教育長、関連部局長、町内会長など

パートナーとして扱う

提言を受けた側から、実現していくための提案があってもよい

提言を受けた側の「気持ち」も伝える

◎「子どもの提言の実現」のための仕組み

庁内：実施方法を明確にして進める。こどもの参画の推進の核組織がフォローする。

庁外：こどもの参画の推進の核組織が入って、実施方法を明確にして進める。

こどもの参画の推進の核組織がフォローする。

広報：広報誌その他情報誌に掲載する。ホームページに掲載する。

5. おわりに～今後の課題

5. おわりに～今後の課題～

以上、ガイドラインを、市職員を中心に、一般向けにも理解できるように作成しましたが、やはり市職員向けに基点を置いていましたので、一般の人、まして子どもたちにはわかりにくい箇所が多いかも知れません。わかりやすい表現への工夫等はさらに磨いていく必要があるかと思います。こどもの参画を言いながら、このガイドラインが子どもたちの参画でつくられていない点が、「はじめに」にも述べましたように、まずは最大の課題かと思っています。

これまでのこどもの参画で進めて来た千葉市の事業の成果等も踏まえた子どもたちの声も中には入っているので、最終稿をこどものカフォーラム等で子どもたちに見てもらい、評価をもらえたらと最初は考えていました。

しかし、東日本大震災にて、様々に業務の進行が予定通りに進まなくなったこともあります。限られた時間等の制約の下、当初からこのガイドラインは第一弾として作成し、今後、いろいろな声を反映してバージョンアップするつもりでいるものです。

また、今後の課題として、具体的にいくつかの行政事業をモデルに検討していき、詳細な点についてもガイドラインにまとめて行く必要もあるかと思っています。

今後、市職員はもちろんのこと、子どもたちにも見てもらい、その評価を受けながらブラッシュアップしていくことが必要と考えています。そのためにもこのガイドラインを見られた方々からご遠慮ない意見を寄せていただけたらと思います。

《本書の内容への意見の送付先》

千葉県子ども未来局子ども未来部子ども企画課

〒260-8722 千葉県中央千葉港1番1号

FAX : 043 (245) 5547

E-mail : kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp

※ 本ガイドラインは、平成22年度事業として、公益社団法人子ども環境学会に委託し、その原案を作成しました。